

横浜市
新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 25 年 12 月

— 目 次 —

第1章 はじめに	
1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	P 1
2 取組の経緯	P 1
3 行動計画の作成	P 2
第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	
1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方	P 2
2 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	P 3
3 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	P 4
4 対策推進のための役割分担	P 5
5 行動計画の主要6項目	P 7
6 発生段階	P 14
＊新型インフルエンザ等対策事務分掌	P 16
＊各発生段階に応じた庁内体制と主な対応	P 17
第3章 各段階における対策	
未発生期	P 18
海外発生期	P 26
市内未発生期	P 31
市内発生早期	P 38
市内感染期	P 43
小康期	P 49
別添 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策	P 52
参考資料	
用語解説	P 55
新型インフルエンザ等の基礎知識	P 60

第1章 はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）によれば、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があるとされている。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2 取組の経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、2005年（平成17年）に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。本市では、同年12月に市の行動計画を策定し、以来、数次の部分的な改定を行ってきた。

2009年（平成21年）4月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人であり、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。

この新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、国においては、行動計画を改定するとともに、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制化の検討を重ね、2012年（平成24年）5月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。

なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応については、市行動計画の参考として「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」で示す。

市の行動計画の作成に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

3 行動計画の作成

市は、特措法第8条の規定により、神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）に基づき、2012年（平成24年）2月に改定した市の行動計画を見直し、「横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）」を作成する。市行動計画は、市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する措置等を定めるものである。

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

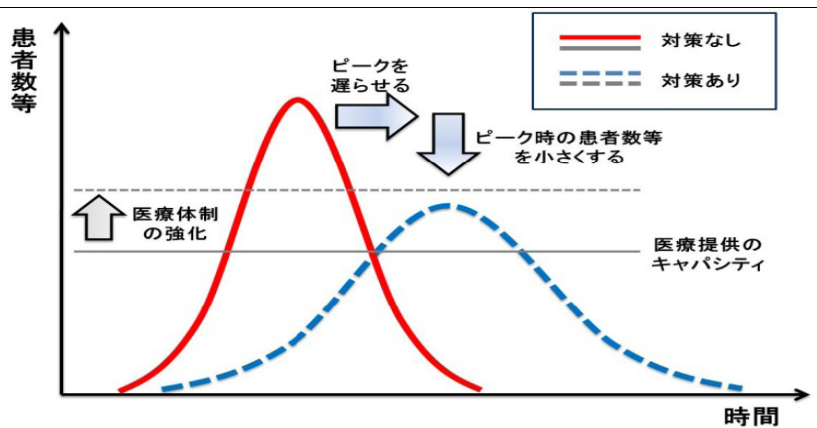
- 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- 感染症法第6条第9項に規定する「新感染症」で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国、そして本市への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを主たる目的として対策を講じていく。



このため、海外において鳥から人への感染事例の発生確認がされている鳥インフルエンザ対策及び通常のインフルエンザ対策の充実強化が、新型インフルエンザ等対策の充実強化に繋がるものであるため、これらを一体的に進めていく。

一方、新型インフルエンザ等に際しての医療体制の整備や、市民からの相談受付の整備に努め、市民の不安を低減し、安心を確保するため、新型インフルエンザ等に関する情報提供を積極的に行い、パニック防止に努める。

なお、新型インフルエンザ等が発生した場合は、積極的に情報収集を行い、国や神奈川県、九都県市等の近隣自治体及び各関係機関等と密接な連携のうえ対応にあたる。

2 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

国、神奈川県、横浜市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

国、神奈川県、横浜市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、県知事は、特措法に基づく医療関係者への医療等の実施の要請等や不要不急の外出の自粛等の要請等の実施に当たって、市民・県民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民・県民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、政府行動計画によれば、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意すべきとされている。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

府県対策本部、県対策本部及び市対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する役割を担う。

府県対策本部長、県対策本部長及び市対策本部長は、必要がある場合には速やかに所要の相互調整を行う。

(4) 記録の作成・保存

国、神奈川県、横浜市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、政府対策本部、県対策本部、市対策本部における対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

3 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

国は、政府行動計画を策定するに際しては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に一つの例として、発病率については、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患するとし、致命率については、アジアインフルエンザ等並みの中等度の場合は0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合は2.0%と想定している。

国が推計した流行規模を基に、本市における受診患者数、入院患者数、死亡者数を推計すると次表のとおりとなり、市行動計画でもこれを参考とする。

＜横浜市内の新型インフルエンザ患者数の試算＞

	横浜市		全国	
医療機関を受診する患者数	約38万人～約71万人		約1,300万人～約2,500万人	
入院患者数	中等度	重度	中等度	重度
	～約16,000人	～約61,000人	～約53万人	～約200万人
死亡者数	中等度	重度	中等度	重度
	～約5,000人	～約19,000人	～約17万人	～約64万人

※1 米国疾病予防管理センターの推計モデルを用いて推計した。横浜市の数値は平成25年1月1日現在年齢別人口より試算。全国の数値は政府行動計画から引用。

※2 入院患者数、死亡者数については、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを参考にアジアインフルエンザ等での致命率を0.53%（中等度）、スペインインフルエンザでの致命率を2.0%（重度）として、政府行動計画の被害想定を参考に想定した。

※3 この推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していない。

※4 この推計による被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があるとあり、併せて特措法の対象としたところである。そのため、新型インフルエンザ等の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検

討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

（２）新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

4 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策の推進にあたっては、国、神奈川県及び各関係機関と連携した取組が重要であり、以下の体制により、総合的な対策を推進する。

（１）国、地方公共団体（神奈川県、横浜市）、医療機関等

ア 国

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市町村及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

イ 神奈川県

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

県は、市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

ウ 横浜市

「横浜市緊急事態等対処計画」、「市行動計画」、「横浜市業務継続計画（新型インフルエンザ編）」に基づき、新型インフルエンザ等対策の推進及びパンデミックが起こった際の対応について、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関して地域の状況に応じた判断を行い、国、神奈川県等と連携して対策を実施する。

また、在日米軍と情報交換を行うなど連携を図り、より効果的な対応を図る。

関係区局は、マニュアルを整備し、対策の具体化を図っていく。

エ 市内医療機関

新型インフルエンザ等を診察するための院内感染対策や必要となる医療資器材の準備などを推進し、発生時において医療提供を確保できるよう、新型インフルエンザ等患者の診療体制など診療継続計画の策定を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には診療継続計画に基づき、発生状況に応じて新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、適切な医療を提供するよう努める。

（２）九都県市

首都圏における広域的な危機管理の一環として検討を行うため、九都県市首脳会議の防災・危機管理対策委員会に「新型インフルエンザ対策検討部会」を設け、防疫や治療など保健医療分野のみならず、市民生活の維持や社会生活の制限についても検討を進める。

（３）指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法第3条第5項に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

（４）登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

（５）関係機関の協力

感染拡大を可能な限り防止し、健康被害を最小限にとどめ、社会・経済活動を破綻に至らせないようにするために、関係機関（近隣自治体、医療関係団体、市内の公共交通機関、マスメディア、企業等）の協力を求める。

また、防疫措置に伴う周辺地域の警戒活動や、混乱防止、交通整理のほか、抗インフルエンザウイルス薬や救援物資の配布等の警護など、新型インフルエンザ等対策に関する犯罪の予防・取締りについて、神奈川県警察へ適宜、支援要請を行う。

（６）市民の協力等

新型インフルエンザ等対策としてだけでなく、通常のインフルエンザにおいても、手洗い、

うがい、マスク着用、咳エチケットなどその予防の実践に努める。また、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時取るべき行動などその対策に関する正しい知識を持ち、新型インフルエンザ患者等の人権が損なわれることのないようにしなければならない。

加えて、新型インフルエンザ等発生時に備え、個人レベルにおいても、食料品・生活必需品等の備蓄を行うことが望ましく、発生時には、発生状況・実施されている対策などの情報を得て、感染拡大防止に向けた対策を実施するように努める。

5 行動計画の主要6項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(1)実施体制」、「(2)サーベイランス・情報収集」、「(3)情報提供・共有」、「(4)予防・まん延防止」、「(5)医療」、「(6)市民生活及び市民経済の安定の確保」の6項目に分けて立案している。各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおり。

(1) 実施体制

ア 新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

イ 新型インフルエンザ等が発生した場合、危機管理部門と公衆衛生部門が中心となり、全区局一丸となった取組を行うとともに、国、神奈川県、横浜市や事業者が相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。また、発生段階が進展した場合には、本市として、全庁的に総合的かつ効果的な対策を強力に推進する。

ウ 政府対策本部長が、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認め、特措法に基づく「緊急事態宣言」を行い、神奈川県を緊急事態措置を実施すべき区域（特定都道府県）として指定した場合には、県は、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、県の対処方針を変更し、必要な措置を講じ、市は、必要に応じて県に協力する。

エ 行動計画の作成等に際し、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を聴き、発生時には、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取する。

オ 新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、本市における総合的な新型インフルエンザ等対策を関係区局等が連携、協力して講じるため、次のとおり、発生段階に応じた全庁的な対応体制を整備する。

(ア) 横浜市鳥インフルエンザ対策連絡会

新型インフルエンザ等未発生期に、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの鳥類での感染が、国内（神奈川県外）で発生した場合、横浜市緊急事態等対処計画に

基づき「警戒体制」をとり、健康福祉局副局長を責任者とする「横浜市鳥インフルエンザ対策連絡会」を設置する。

※ 鳥類での感染が神奈川県内で発生した場合は、総務局危機管理室危機管理部長を本部長とする「横浜市鳥インフルエンザ対策警戒本部」及び各区副区長を本部長とする「各区鳥インフルエンザ対策警戒本部」を設置する。

市内で発生した場合は、市長を本部長とする「横浜市鳥インフルエンザ対策本部」及び各区長を本部長とする「各区鳥インフルエンザ対策本部」を設置する。

(イ) 横浜市新型インフルエンザ等対策推進会議

新型インフルエンザ等未発生期であり、海外で新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが人から人への感染は基本的にない段階においては、鳥インフルエンザの発生動向を把握し、新型インフルエンザ等発生に備えて全市的な体制を整備し、対策を総合的に推進するため、副市長を責任者とする「横浜市新型インフルエンザ等対策推進会議」を設置する。

新型インフルエンザ等対策は、市民に対する正確な情報提供、発生動向の把握、予防・診断・治療など、本市として、関係区局の横断的な連携が求められるだけでなく、新型インフルエンザ等発生に備え、事前に対応を検討しておくことが非常に大切であるため、行動計画を随時見直ししながら、同推進会議を中心に、全市的な体制を整備し、国及び神奈川県等と連携し、対策を総合的に推進する。

(ウ) 横浜市新型インフルエンザ等対策本部

国内において人への新しい亜型のインフルエンザ感染が確認された場合、又は、海外において新型インフルエンザ等が発生し、海外発生期になった場合には、総合的かつ効果的な対策を強力に推進するため、市長を本部長とする「横浜市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）」及び各区長を本部長とする「各区新型インフルエンザ等対策本部（以下「区対策本部」という。）」を設置し、新型インフルエンザ等への対処方針、対策等を決定し、実施する。なお、発生段階の移行については、必要に応じて神奈川県と協議の上で、市対策本部が決定する。

(2) サーベイランス・情報収集

ア 新型インフルエンザ等対策におけるサーベイランスは、新型インフルエンザ等の患者の早期把握と発生状況、感染の規模等の把握が役割としてあげられる。

イ 国のサーベイランス強化に合わせて、インフルエンザの発生状況を常に把握し、監視体制をとることにより、新型インフルエンザ等の出現を察知する。

ウ 国が行った鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランスの情報収集を行うなど、これらの動物の間での発生の動向を把握する。

エ サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、市内医療機関における医療体制等の確保に活用する。また、ウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性）に関する情報、死亡者を含む重症者の状況等の国が発する情報を把握し、医療機関での診療に役立たせるように努める。

オ 新型インフルエンザ等の発生、流行の状況は、発生国、国際機関（WHO、国際獣疫事務局（OIE）、国連食糧農業機関（FAO）等）のほか、厚生労働省、国立感染症研究所等から発信されており、これらの情報収集にあたる。

カ 感染防御体制や医療供給・検査体制の整備・確保について、発生段階の状況に対応した情報収集を行う。

（３）情報提供・共有

ア 新型インフルエンザ等対策は、鳥インフルエンザ対策及び通常のインフルエンザ対策の延長線上にあり、鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザの人への感染事例等に関する情報は、新型インフルエンザ等発生を示唆する重要な情報の一つである。

イ 発生国、国際機関等から発信された情報について、関係者間で共有する体制を構築する。

ウ 収集した情報について、新型インフルエンザ等の感染防止・拡大防止の観点から、適宜、市民への情報提供を行い、情報を共有していくとともに、市民の安心を確保し、パニック防止に努める。

エ 神奈川県とともに市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター（以下「新型インフルエンザ等相談窓口」という。）を設置し、適切な情報提供を行う。市民からの新型インフルエンザ等相談窓口等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているのかを把握し、再度の情報提供に反映する。

オ 市民が情報を受け取る媒体や受け取る内容は、千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、複数の媒体を用いて、理解しやすい内容での情報提供に努める。

カ 新型インフルエンザ等に関する広報担当者（スポークスパーソン）を置き、流行状況に応じた定期的な情報提供を行う。ただし、状況等から、市対策本部長の発言が必要な場合は、市長が行う。

キ 市内には外国籍を持つ市民も多いほか、観光を目的として来訪する外国人も多く、新型インフルエンザ等発生国からの来訪の可能性もあるため、正確な情報を可能な限り多言語により提供していく。

（４）予防・まん延防止

ア 新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することに繋がる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることに繋がる。

こうしたまん延防止対策により、医療提供体制を維持し、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済活動を維持することが可能になると期待される。

イ 新型インフルエンザ等予防については、うがい、手洗い、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染予防策の実施や、自らが患者となった場合には、感染を広げないよう外出を控える等の基本的行動の理解促進を図る。

ウ 海外で発生した場合には、状況に応じた感染症危険情報の提供や、国により講じられる検疫飛行場や検疫港の集約化、査証措置、入国者の検疫強化等の水際対策等に応じた要請に対応する。なお、水際対策は、あくまでも国内発生をできるだけ遅らせる効果を期待して行われるものであり、ウイルスの侵入を完全に防ぐための対策ではない。

エ 患者数が少ない段階では、まず、直ちに患者に対し、新たな接触者を増やさない環境下（入院）で、適切に治療し、新たな感染経路を絶ち、感染源を減らす。

次に、濃厚接触者対策として、積極的疫学調査を実施し、患者の接触者に対し、外出自粛を要請すると同時に、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与と健康観察を行い、地域内の感染拡大を防止する。

患者数が増加した段階では、患者については重症患者のみの入院とし、その他の患者は在宅療養を基本とする。濃厚接触者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与は中止する。

オ 学校・通所施設等の対策については、感染が広がりやすく、このような施設で感染が起きた場合、地域流行の中心となる危険性があるため、発生の早期から、学校・通所施設等に対し、感染拡大の事態を勘案し、教育委員会等と連携し学級閉鎖や臨時休業等の措置を要請する。

更に、社会対策として、外出の自粛や不特定多数の集まる集会活動の自粛要請・勧告等の地域対策、不要不急の事業の自粛要請等の職場対策を実施し、社会的活動における接触機会を減らし、地域や職場における感染機会を減少させる。

カ 予防接種

i) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発病や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるように努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることに繋がる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

国は、新型インフルエンザの発生時のプレパンデミックワクチンの有効な接種方法等の検討に資するよう、最新の流行状況を踏まえ、製剤化済みワクチンの一部を用いて有効性・安全性についての臨床研究を推進することから、市としては、国や神奈川県の変向を注視する。

ii) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等の基本的な考え方は、政府行動計画に示されているが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更

に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定する。

市は、政府対策本部の決定に従い、新型インフルエンザ等の発生時に、自らの職員に速やかに特定接種を実施する。

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、原則として集団的接種により接種を実施することから、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

<政府行動計画抜粋>

ii-1) 特定接種

特定接種の対象となり得る者は、

①「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

である。

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定める。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。

また、この指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることを基本とする。

事前に上記のような基本的な考え方を整理しておくが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定する。

特定接種については、備蓄しているプレバンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレバンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

ii-2) 特定接種の接種体制

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

iii) 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位等の基本的な考え方は、政府行動計画に示されているが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて、政府対策本部が決定する。

住民接種については、市民に対し、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、国及び神奈川県との協力を得ながら、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

<政府行動計画抜粋>

iii-1) 住民接種

住民接種の接種順位については、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。事前に下記のような基本的な考え方を整理しておくが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえ決定する。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。

①医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・基礎疾患を有する者
- ・妊婦

②小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

③成人・若年者

④高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮すると、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした以下のような基本的な考え方を踏まえ決定する。

1) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者

- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者

- ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

2) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者

- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

3) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者

- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

iv) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、政府対策本部が、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて総合的に判断し、決定する。

(5) 医療

ア 新型インフルエンザ等の流行の規模に応じた医療体制を確保する。

イ 新型インフルエンザ等が流行した場合、市内の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることや、新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合、あるいは病状が重度である場合等においては、多数の患者が入院することが想定されるため、事前に計画・検討をする。

このため、本市域の新型インフルエンザ等に関する保健・医療体制や、海外発生期に設置する「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」等について、医療関係者と協議し、効率的・効果的に医療を提供できる体制確保のための対策強化を図る。

ウ 海外発生期以降は、「帰国者・接触者外来」（新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や、市内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者を対象とした外来）を設置し、診療を行う。また、「帰国者・接触者相談センター」（上記症状を有する市民からの電話相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター）を設置する。

エ 市内発生早期における医療の提供は、患者の治療とともに感染症のまん延防止対策としても有効であることから、感染症法に基づき、新型インフルエンザ患者等は、感染症指定医療機関等へ入院させる。

オ 市内発生早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

カ 医療機関は、新型インフルエンザ等が疑われる者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等の院内感染症対策を実施する。医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチン接種による感染予防対策を実施し、二次感染防止に最大限の注意を払う。

キ 市内感染期以降は、患者数が大幅に増大することが予想されることから、「帰国者・接触者外来」を終了し、一般の医療機関（内科・小児科等、通常インフルエンザの診療を行う全ての機関）での診療に切り替える。また、感染症指定医療機関以外の医療機関に患者を入院させるとともに、在宅療養の支援を実施することにより、重症者は入院に、軽症者は在宅療養に振り分ける。また、「帰国者・接触者相談センター」は終了するが、「新型インフルエンザ等相談窓口」は継続する。

ク 医療の分野での対策を推進するにあたり、医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、地域医師会・学会等の関係機関とのネットワークの活用が重要である。

ケ 新型インフルエンザ等対策は、国家レベルの危機管理対策であることから、抗インフルエン

ザウイルス薬は、国や神奈川県が計画的に備蓄し、健康被害の拡大や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることが重要である。

このため、本市としても、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び確保の方法や手段、治療薬の限定した使用方法について、国の動向を踏まえ、神奈川県と連携しながら、協議・調整を行うとともに、流通状況等を注視する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 新型インフルエンザは、多くの市民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われていいる。また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

イ このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、国、神奈川県、横浜市、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は、特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

6 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて取るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類した。国全体での発生段階の移行については、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。

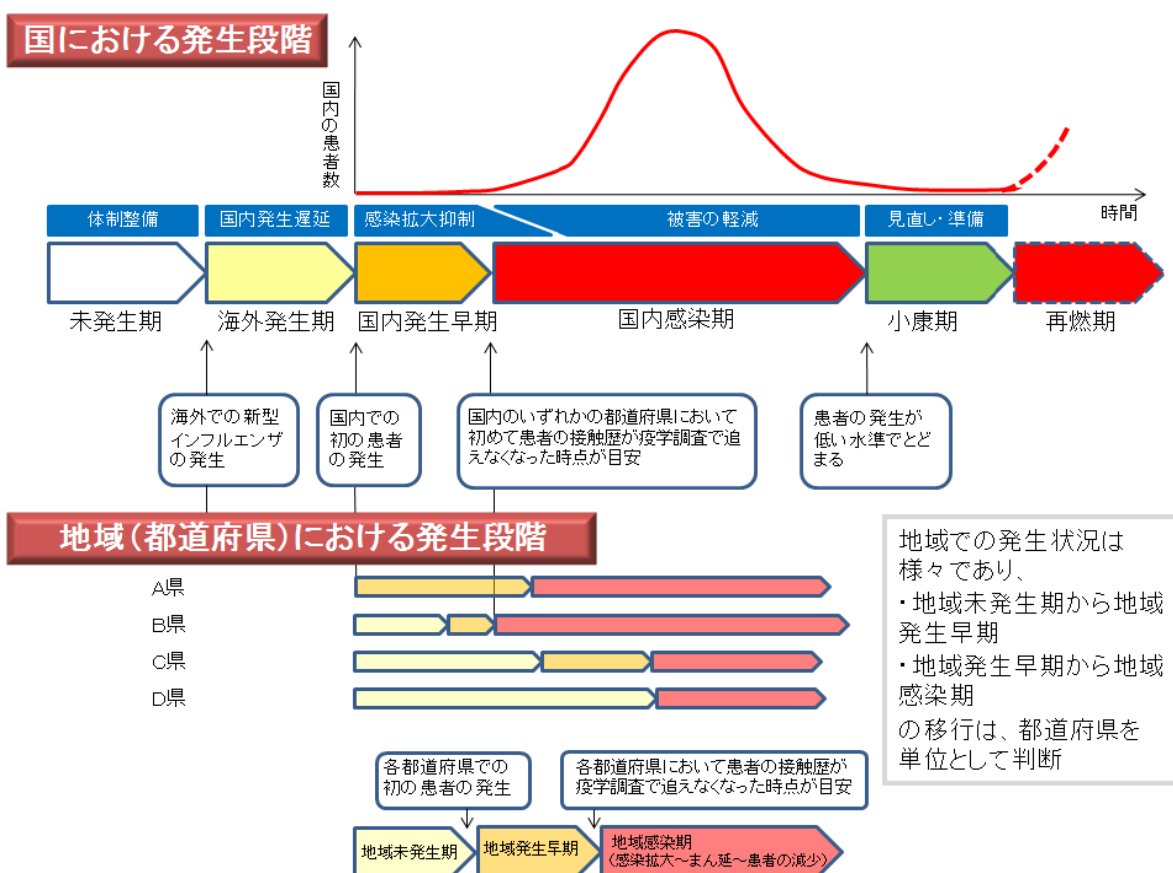
地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、本市における発生段階を「未発生期」「海外発生期」「市内未発生期」「市内発生早期」「市内感染期」「小康期」の6つに分類し、その移行については、必要に応じて神奈川県と協議の上で、市対策本部が決定する。

市は、行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施することとする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、市内未発生期であっても、市民等に対し、新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な要請をすることなど、対策の内容も変化するということに留意が必要である。

＜発生段階＞

国における発生段階	市行動計画の発生段階	市内の状態
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	市内未発生期	国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、市内での発生がない状態
	市内発生早期	市内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	市内感染期	市内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 (感染拡大～まん延～患者の減少)
小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態



< 新型インフルエンザ等対策事務分掌 >

関係局・区	事 務 分 掌
政策局	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。 3 横浜市立大学との連絡調整に関すること。 4 在日米軍との連絡調整に関すること。 5 外国語の通訳・翻訳関係の調整に関すること。 ※ 1、2については、本部設置時は総務部本部運営において活動
総務局	1 市対策本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報及び活動情報の収集、伝達、集約に関すること。 3 各局間の総合調整及び統制に関すること（健康福祉局の事務を除く）。 4 市民の社会活動の自粛要請に関すること。 5 本庁舎における感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。 6 職員の健康に関すること。
市民局	1 関連情報の広報に関すること。
文化観光局	1 文化・観光及び創造都市関連業務における感染拡大防止対策の実施に関すること。
経済局	1 公営市場からの感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。 2 影響を受けた事業者等への融資に関すること。 3 医薬品、食料品等の流通に関すること。 4 生活関連物資等の価格の安定等の措置に関すること。
こども青少年局	1 所管施設等における感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。
健康福祉局	1 新型インフルエンザ等に関する健康危機管理に関すること。 2 新型インフルエンザ等に関する医学的な情報の収集・関係機関との連絡調整に関すること。 3 福祉施設における感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。 4 日本赤十字社との連絡調整に関すること。 5 要援護者に対する支援に関すること。 6 市民からの相談等の対応に関すること。 7 必要な医薬品・医療資器材などの調達に関すること。 8 試験検査に関すること。 9 火葬・埋葬に関すること。 10 感染症に関する法令等の運用に関すること。 11 国、神奈川県、他都市との連絡調整に関すること。
環境創造局	1 高病原性鳥インフルエンザの家さん等への感染防止に関する獣医学的な実務対策全般に関すること。 2 獣医学的な情報の収集、関係機関との連絡調整に関すること。 3 家さん等への感染防止に関する国、神奈川県、他都市との連絡調整に関すること。 4 家さん等への防疫措置に必要な医薬品、医療資機材などの調達に関すること。 5 家さん等の飼養者に対する広報に関すること。 6 家さん等の相談に関すること。 7 影響を受けた農家への融資に関すること。
資源循環局	1 高病原性鳥インフルエンザ発生時の患畜等の処分にに関すること。 2 汚染物質等の収集・処理に関すること。
建築局	1 新型インフルエンザ等対策に係る建築関係法令等の運用に関すること。
港湾局	1 港湾施設からの感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。 2 横浜検疫所との連絡調整に関すること。
消防局	1 緊急事態発生の通報受理及び危機管理室への伝達に関すること。 2 新型インフルエンザ等に関連した救急に関すること。
水道局	1 水道水の安定供給維持のための対策の実施等に関すること。
交通局	1 地下鉄車両・駅及びバスにおける感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。
病院経営局	1 市民病院における医療活動に関すること。 2 市民病院における必要な医薬品・医療資機材などの調達に関すること。
教育委員会事務局	1 市立学校における感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。
区	1 区本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報の収集及び伝達に関すること。 3 区民からの相談等の対応に関すること。 4 区医療関係団体への協力依頼及び連絡調整に関すること。 5 関係者の健康調査及び保健指導に関すること。 6 区民への広報に関すること。
上記、事務分掌の他、次に掲げる事項については必要に応じて各区局が協力して実施するものとする。 ○対策本部等と連携した感染拡大防止対策の実施に関すること。 ○新型インフルエンザ等に関連する情報の収集・提供に関すること。 ○新型インフルエンザ等に関連する広報・相談に関すること。 ○新型インフルエンザ等の影響を受けることが予想される所管事業の調整に関すること。 ○所管施設の新型インフルエンザ等に関連した運用・管理に関すること。 ○対策本部その他関係機関との連絡調整・部内の連絡調整に関すること。	

＜ 各発生段階に応じた庁内体制と主な対応 ＞

発生段階	庁内体制	主な対応		
未発生期	＜鳥から鳥への感染＞ ○神奈川県外で発生 横浜市鳥インフルエンザ対策連絡会 （座長：健康福祉局副局長） ○神奈川県内で発生 ・横浜市鳥インフルエンザ対策警戒本部 （警戒本部長：総務局危機管理部長） ・各区鳥インフルエンザ対策警戒本部 （警戒本部長：副区長） ○横浜市内で発生 ・横浜市鳥インフルエンザ対策本部 （本部長：市長） ・各区鳥インフルエンザ対策本部 （本部長：区長） ＜海外で“トリーヒト感染”患者発生＞ ・横浜市新型インフルエンザ等対策推進会議 （議長：副市長） ＜国内で“トリーヒト感染”事例発生＞ ・横浜市新型インフルエンザ等対策本部 （本部長：市長） ・各区新型インフルエンザ等対策本部 （本部長：区長）	未発生期	・「新型インフルエンザ等対策県・保健所設置市連絡会議」「新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議」への参加 ・「横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定 ・訓練の実施 ・通常のインフルエンザに対するサーベイランス ・新型インフルエンザ等に関する情報収集 ・市民への情報提供 ・新型インフルエンザ等相談窓口の設置準備 ・横浜検疫所との連携 ・ワクチン、抗インフルエンザウイルス薬の情報収集 ・登録事業者の登録（国への協力） ・特定接種・住民接種の接種体制の構築 ・地域医療体制の確保と整備 ・市内感染期の医療の確保 ・ガイドライン等の周知 ・医療資器材の整備 ・検査体制の整備 ・「横浜市業務継続計画（新型インフルエンザ編）」の策定 ・市民、事業者に対する事前準備の要請	
	海外発生期		＜海外で“ヒト→ヒト感染”発生疑いがあり、国・県が対策本部を設置＞ ・横浜市新型インフルエンザ等対策本部 （本部長：市長） ・各区新型インフルエンザ等対策本部 （本部長：区長）	海外発生期 ・サーベイランスの強化（患者の全数把握開始） ・新型インフルエンザ等相談窓口（一般的な相談対応窓口）の設置 ・検疫・出入国等対策 ・感染症法に基づく対応 ・特定接種の実施、住民接種の準備 ・帰国者・接触者相談センター（受診相談対応窓口）の設置 ・帰国者・接触者外来の設置
	国内発生早期		＜国内で“ヒト→ヒト感染”患者発生＞ ・横浜市新型インフルエンザ等対策本部 （本部長：市長） ・各区新型インフルエンザ等対策本部 （本部長：区長）	市内未発生期 ・新型インフルエンザ等相談窓口の充実・強化 ・地域全体での積極的な感染対策 ・住民接種の実施 ・帰国者・接触者相談センターの充実・強化 ・市民・事業者に対する注意喚起 ・水の安定供給、生活関連物資等の価格の安定等（緊急事態宣言時）
	国内感染期		＜緊急事態宣言がされている場合＞ ・必要に応じて特措法に基づく対応	市内発生早期
市内感染期		・通常のサーベイランスを継続（患者の全数把握の中止） ・市民、事業者等への感染拡大防止策の徹底要請 ・帰国者・接触者相談センターの終了 ・一般の医療機関での診断・治療（帰国者・接触者外来の終了） ・病床不足が予想される場合、公的施設等での患者対応 ・抗インフルエンザウイルス薬の流通の調整等 ・在宅療養者や介助者がいない者への支援 ・埋葬・火葬の特例措置（緊急事態宣言時）		
小康期	＜緊急事態解除宣言 又は国・県の対策本部が廃止されたとき＞ ・横浜市新型インフルエンザ等対策本部の廃止 ・各区新型インフルエンザ等対策本部の廃止	小康期	・市行動計画に関する総合評価 ・相談窓口の縮小・終了 ・まん延防止対策の縮小 ・流行の第二波に備え、新臨時接種や抗インフルエンザウイルス薬の備蓄	

※ 発生段階の拡大局面での主な対応の重複内容は省略

第3章 各段階における対策

未発生期

【状態】 新型インフルエンザ等が発生していない状態

海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

【目的】 発生に備えて体制の整備を行う。

国・他の地方自治体と連携し、発生の早期確認に努める。

I 実施体制

1 危機管理体制

- (1) 海外で人への新しい亜型のインフルエンザ感染（高病原性鳥インフルエンザ等）が確認された場合（人から人への感染が基本的にない場合）は、副市長を責任者とする「横浜市新型インフルエンザ等対策推進会議」を設置し、海外での患者発生と対応状況を確認するとともに、国内での患者発生や流行に備えて対策を講じる。【関係区局】
- (2) 国内で人への新しい亜型のインフルエンザ感染（高病原性鳥インフルエンザ等）が確認された場合（人から人への感染が基本的にない場合）は、「市対策本部」（本部長：市長）及び各区に「区対策本部」（本部長：区長）を設置する。【各区局】
- (3) 適切な危機管理対策を迅速に講じるため、情報収集、事前対策を実施し、関係区局の連携体制の強化と、情報の共有化を図る。【各区局】

2 関係機関との連携強化

- (1) 神奈川県が必要に応じて開催する「新型インフルエンザ等対策県・保健所設置市連絡会議」に参加し、新型インフルエンザ等発生時における地域医療体制の確保やまん延防止に関する協議を行う。【健康福祉局】
- (2) 神奈川県が必要に応じて開催する「新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議」に参加し、情報の提供・共有、住民に対する普及啓発及び情報提供、住民接種、要援護者の支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、火葬・埋葬その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協議を行う。【総務局、健康福祉局】

3 行動計画の作成等

- (1) 特措法の規定に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画を策定し、必要に応じて随時見直していく。また、行動計画の内容を広く市民に周知するため、併せて概要版を作成する。【健康福祉局、総務局、関係区局】
- (2) 市行動計画を踏まえ、各区局における対策を策定し、情報共有を図る。【関係区局】
- (3) 市行動計画を実効性あるものとするため、関係機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認や訓練を実施する。【関係区局】

Ⅱ サーベイランス・情報収集

1 通常のインフルエンザに対するサーベイランス

(1) 感染症発生動向調査

感染症発生動向調査において「インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）」は、指定した医療機関の報告対象である五類感染症に位置付けられている。この報告に基づき全国約 5,000 か所（市内約 150 か所）の医療機関（指定届出機関）における発生動向を把握する。【健康福祉局（衛生研究所）】

(2) インフルエンザ関連死亡者数の把握

インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。【健康福祉局（衛生研究所）】

(3) 学校等におけるインフルエンザ様疾患発生状況の把握（学級等閉鎖情報）

毎年のインフルエンザシーズンに、市立の小・中・高等・特別支援学校等や、市立保育園、市内幼稚園等のインフルエンザ様症状による学校、学年、学級の閉鎖が実施された施設数と、その時点の欠席学童数等に関する調査を実施し、発生状況についての把握を行う。【健康福祉局、教育委員会事務局、こども青少年局、各区】

2 情報収集

(1) 新型インフルエンザ等に関する国内外の情報収集を行う。【健康福祉局】

(2) 九都県市間での連携を図り、広域的な取組を図る。【健康福祉局、総務局】

(3) 在日米軍と情報交換を行うなど連携を図る。【政策局、健康福祉局、総務局】

< 情報収集源 >

- 1 海外の流行状況の関連情報
 - 世界保健機関（WHO）、国際獣疫事務局（OIE）、国際連合食糧農業機関（FAO）、外務省、厚生労働省検疫所（FORTH）等
- 2 国内の流行状況
 - 厚生労働省
 - ・鳥インフルエンザに関する情報
 - ・今冬のインフルエンザ総合対策について
 - 農林水産省
 - ・鳥インフルエンザに関する情報
 - 国立感染症研究所
 - ・鳥インフルエンザに関する情報
 - ・インフルエンザに関する情報
 - ・感染症発生動向調査
 - ・インフルエンザ様疾患発生報告
 - ・インフルエンザ関連死亡迅速把握システム
 - ・WHOインフルエンザコラボレーティングセンター 等
- 3 市内・神奈川県内の流行状況
 - ・横浜市衛生研究所
 - ・神奈川県衛生研究所
 - ・神奈川県家畜保健衛生所

Ⅲ 情報提供・共有

1 情報提供

- (1) 情報提供に利用可能な媒体・機関について整理する。また、高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況、対応措置、ウイルスに関すること等について、適宜、メディア等へ情報提供する。

【政策局、市民局、健康福祉局、環境創造局、教育委員会事務局、各区】

＜広報・報道媒体＞

- ・紙媒体による広報
広報よこはま、学校だより、関係団体・医療関係団体等の業界誌
- ・ＩＣＴ（情報通信技術）を利用した広報
市ホームページ、ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）、テレビ神奈川のデータ放送等
- ・広報番組
テレビ、ラジオ
- ・報道機関への発表

- (2) 新型インフルエンザ等の発生、対応状況、感染予防策等について、ホームページ等により、市民に対して情報提供を行う。また、市内の外国人に配慮した情報提供を行う。【政策局、市民局、健康福祉局、環境創造局、総務局、教育委員会事務局】

＜掲載例＞Ｑ＆Ａ、流行時に想定される事態、推奨する感染予防策

- (3) 国内での新型インフルエンザ等発生時における広報のあり方を検討する。【関係区局】

- ア 手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等基本的な予防策について普及啓発を行う。
- イ 患者発生時に実施される濃厚接触者の外出自粛、学校・保育園等の臨時休業、集会の自粛など感染拡大に向けた周知を図る準備を行う。

2 新型インフルエンザ等相談窓口の設置準備

海外の状況を把握し、市民の不安に対応する「新型インフルエンザ等相談窓口」の設置準備を行う。併せて119番通報や横浜市コールセンター等への問合せの増加も想定されることから、関係区局で情報共有する。【健康福祉局、総務局、市民局、消防局、各区】

3 情報の共有等

- (1) 新型インフルエンザ等に関する国内外の情報について共有する。【関係区局】
- (2) 厚生労働省・各都道府県間における緊急情報提供システム（メールシステム等）による情報提供に留意する。【健康福祉局】
- (3) 外務省による海外での発生状況に関する情報提供に留意し、必要に応じて各関係機関に周知する。【政策局、健康福祉局、環境創造局】

Ⅳ 予防・まん延防止

1 横浜検疫所との連携等（水際対策）

- (1) 横浜港保健衛生管理運営会議（横浜港感染症対策担当会議）において、横浜港における新型インフルエンザ等対策について検討する。【健康福祉局、港湾局、総務局、消防局、関係区局】
- (2) 横浜検疫所と連携し、新型インフルエンザ等対策ガイドラインにおける「水際対策に関するガイドライン」を関係機関へ周知する。【健康福祉局】

- (3) 検疫法に基づき横浜検疫所が行う港湾施設からの感染及び感染の拡大防止等の対応に協力する。【健康福祉局、港湾局、総務局、消防局、関係区局】
- (4) 前記ガイドライン等に基づく図上訓練や実地訓練に協力する。【健康福祉局、港湾局、総務局、消防局、関係区局】
- (5) 検疫集約港として横浜検疫所が行う新型インフルエンザ等対策に協力するとともに、当該対策を区局行動計画に反映する。【関係区局】
- (6) 帰国を希望する在外邦人に対する円滑な帰国実現を図るため、受入体制を検討しておく。【関係局】

2 予防接種

(1) 情報収集・提供

- ア 新型インフルエンザ等に有効なワクチンに関する情報を収集する。【健康福祉局】
- イ 発生している亜型に対するワクチンの有効性等について、WHO及び国際機関、関係国、学術誌、厚生労働省等から情報を収集し、必要に応じて各関係機関に周知する。【健康福祉局】
- ウ ワクチンの供給方法及び流通全体を把握し、速やかに接種開始できるよう、各関係機関に周知する。【健康福祉局】

(2) 登録事業者の登録

- ア 国が進める登録事業者の登録に関し、神奈川県とともに、国が作成した登録実施要領（特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示すもの）による、事業者に対しての登録作業に係る周知に協力する。【健康福祉局、関係局】
- イ 神奈川県とともに、事業者の登録申請を受け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録する事務手続きに協力する。【健康福祉局】

(3) 接種体制の構築

ア 特定接種

国の要請に基づき、特定接種の対象となり得る者に対し、集団接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。またワクチンの必要数の把握に努める。【健康福祉局、総務局、病院経営局、各区】

イ 住民接種

国及び神奈川県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市民に対し、速やかにワクチンを接種するための体制を構築する。【健康福祉局、各区】

市民に対し、速やかに接種することができるよう、市医師会、事業者・学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について検討する。【健康福祉局】

本市以外の市町村における接種を可能にするよう、近隣都市と連携し、広域的な接種体制を構築する。【健康福祉局】

V 医療

1 地域医療体制の確保と整備

(1) 感染症指定医療機関である市民病院で、鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等の患者を受け入れるための体制整備を推進する。【健康福祉局、病院経営局】

(2) 帰国者・接触者外来の設置準備

ア 海外発生期において立ち上げる、新型インフルエンザ等の患者とそれ以外の患者を振り分けるための帰国者・接触者外来の設置に向け、関係医療機関等との連絡協議を行い、地域医療体制の整備のための調整を図る。【健康福祉局】

< 関係医療機関 >

○医療関係団体…横浜市医師会、横浜市病院協会、横浜市薬剤師会、神奈川県看護協会
○帰国者・接触者外来設置予定医療機関…市立病院*、市立大学の附属病院、地域中核病院 等

*横浜市立市民病院は、新型インフルエンザ等患者の発生初期の段階において、感染症指定医療機関として患者を受け入れるため、外来設置予定医療機関には含まない。

イ 帰国者・接触者外来設置に必要な医療資器材について検討・確保に努め、帰国者・接触者外来設置医療機関に提供する。【健康福祉局】

ウ 帰国者・接触者外来設置時の検査体制について、医療機関から衛生研究所への搬送方法、衛生研究所での検査体制、結果の通知方法等について検討する。【健康福祉局】

(3) 入院患者受入医療機関の確保

海外発生期以降、新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）の診療・治療にあたる医療機関等の整備を進める。入院患者を受け入れる医療機関については、市内医療機関等と調整を行い、患者の受入れにあたっては、医療機関の空床状況等を確認して調整する。【健康福祉局、病院経営局】

☆ 感染症指定医療機関の感染症病床の活用

- 横浜市内の感染症指定医療機関の状況（平成25年7月末日現在）
- 第一種感染症指定医療機関：1施設（病床数 2床）
※ 横浜市立市民病院
- 第二種感染症指定医療機関：1施設（病床数24床）
※ 横浜市立市民病院

☆ 感染症指定医療機関の感染症病床では隔離患者の対応に不足が生じる場合、結核病床を利用

- 利用予定の結核病床（平成25年7月末日現在）
- ※ 公立大学法人横浜市立大学附属病院 16床
- ※ 県立循環器呼吸器病センター 60床

☆ 感染症指定医療機関、結核病床で収容できなくなった場合を想定して、市立病院や地域中核病院等を中心に医療機関を調整

- ◇ 独立行政法人 国立病院機構 横浜医療センター
- ◇ 市立病院、地域中核病院等

(4) 市内での患者発生に備え、搬送体制の整備を確認するとともに、感染予防策を周知徹底する。【健康福祉局】

2 市内感染期の医療の確保

- (1) 国の要請に基づき、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、その作成を支援する。【健康福祉局、病院経営局】
- (2) 医療機関の収容能力を超えた場合に備え、公共施設等で医療を提供することについて検討する。【健康福祉局、病院経営局、教育委員会事務局】
- (3) 地域の医療機能維持の観点から、新型インフルエンザ等患者（疑い例を含む。）に対応せず、原則として、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を行う医療機関や、特殊医療・高度専門医療を行う病院について検討する。【健康福祉局】
- (4) 児童及び高齢者や障害者等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の手段を検討する。【こども青少年局、健康福祉局】

3 ガイドライン等の周知等

- (1) 新型インフルエンザ等対策ガイドラインにおける「医療体制に関するガイドライン」等について、関係機関に周知する。【健康福祉局、病院経営局、総務局】
- (2) 神奈川県及び市内医療機関、その他関係機関と協力し、市内発生を想定したシミュレーション訓練を行う。【健康福祉局、総務局、関係区局】

4 医療資器材の整備

帰国者・接触者外来の設置・運営を行う医療機関、入院患者受入医療機関、区福祉保健センター、消防局等で必要な医療資器材（例：PPE、レスピレーター、迅速診断キット等）の整備状況や搬送能力等について調査を行い、確保に努める。【健康福祉局、総務局、消防局、病院経営局、各区】

5 検査体制の整備

衛生研究所における新型インフルエンザ等に対する検査体制を整備する。【健康福祉局（衛生研究所）】

6 抗インフルエンザウイルス薬

- (1) 抗インフルエンザウイルス薬の情報収集等

国内で流通している抗インフルエンザウイルス薬についての有効性、安全性、効果及びウイルスの薬剤耐性のほか、新たに開発されている抗インフルエンザウイルス薬についての情報、インフルエンザ迅速診断キットに関する情報等をWHO及びその他の国際機関、関係国、学術誌、厚生労働省等から収集し、必要に応じて各関係機関に周知する。【健康福祉局】

- (2) 抗インフルエンザウイルス薬の確保

ア 国・神奈川県の備蓄量、備蓄方法等を把握する。【健康福祉局】

●参考 行政備蓄用抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量（平成25年4月末現在）

○ タミフル	
・ 政府備蓄	約3,000万人分
・ 都道府県備蓄	約2,420万人分
・ 合計	約5,420万人分
○ リレンザ	
・ 政府備蓄	約300万人分
・ 都道府県備蓄	約602万人分
・ 合計	約902万人分
○ 神奈川県 の備蓄量	
・ タミフル	約167万人分
・ リレンザ	約9万人分

イ 防疫従事者に感染が疑われる症状が出た場合に備え、抗インフルエンザウイルス薬による治療体制を検討する。【健康福祉局、環境創造局】

ウ 市内感染期に必要な抗インフルエンザウイルス薬の量を試算する。【健康福祉局】

（３）抗インフルエンザウイルス薬等の適正流通

抗インフルエンザウイルス薬が、医療機関・医薬品卸売業者に対して安定的に供給されているか確認する。【健康福祉局】

（４）国、神奈川県の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量等を踏まえ、本市における備蓄計画や使用方法について検討する。【健康福祉局】

Ⅵ 市民生活及び市民経済の安定の確保

１ 業務継続計画の策定

本市として、必要最小限の行政サービスを維持するため、「横浜市業務継続計画（新型インフルエンザ編）」を策定する。【総務局、健康福祉局、各区局】

２ 市民、事業者に対する事前準備の要請

（１）市内感染期における在宅療養者（児童・高齢者・障害者等）への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事提供等、医療機関への搬送）や、自宅で死亡した場合の対応等について検討する。【こども青少年局、健康福祉局、各区】

（２）新型インフルエンザ等対策ガイドラインにおける「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」、「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」等の内容を広く市民に周知し、また、個人や事業者が実施できる有効と考えられる感染防止策（「対人距離の保持」、「手洗い」、「咳エチケット」、「職場の清掃・消毒」、「定期的なインフルエンザワクチンの接種」）を広報する。【健康福祉局、関係区局】

（３）特に、市内感染期においても、社会・経済活動の維持のための重要業務を継続することが求められる登録事業者（医療の提供の業務や市民生活・経済の安定に寄与する業務を行う事業者）に対して、国の対応方針に基づき事業継続計画の必要性を周知し、計画策定を要請・支援する。併せて流通・運送方法についての体制整備を依頼する。【関係区局】

- (4) 市内感染期には、社会・経済機能の低下や外出制限等が予測されるため、パニック等の発生を防止するとともに、市民一人ひとりの協力を得られるよう、市民、事業者に対する事前準備を要請する。【各区局】
- (5) 国内で発生した際、感染拡大防止のため、社会的活動における人と人との接触機会を少なくするため地域・職場対策が実施されることから、市民に対して、各世帯での最低限の食料品・生活必需品等の備蓄の重要性を周知する。【各区局】

3 その他

- (1) 市内感染期に備え、病院内・外で、一時遺体安置所として使用する場所の確保に努める。【市民局、健康福祉局、病院経営局、各区】
- (2) 火葬場の処理能力についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。【健康福祉局】
- (3) 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等により確保する。【健康福祉局、各区局】

海外発生期

【状態】海外で新型インフルエンザ等が発生した状態

【目的】新型インフルエンザ等の国内侵入の状況等を注視しつつ、市内発生の遅延と早期発見に努める。

市内発生に備えて体制の整備を行う。

I 実施体制**1 危機管理体制**

海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあり、厚生労働大臣が、新型インフルエンザ等が発生したと認めた旨を公表し、政府対策本部及び神奈川県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置された場合は、市対策本部及び各区に区対策本部を設置し、国内での新型インフルエンザ等の発生に備え、監視及び医療体制等を一層強化する。【各区局】

2 実施体制の強化等

- （１）神奈川県が必要に応じて開催する「新型インフルエンザ等対策県・保健所設置市連絡会議」に参加し、新型インフルエンザ等発生時における地域医療体制の確保やまん延防止に関する協議を行う。【健康福祉局】
- （２）神奈川県が必要に応じて開催する「新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議」に参加し、情報の提供・共有、住民に対する普及啓発及び情報提供、帰国者・接触者外来、コールセンター等、住民接種、要援護者の支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、火葬・埋葬その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協議を行う。【総務局、健康福祉局】

II サーベイランス・情報収集**1 サーベイランスの強化等**

- （１）引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。【健康福祉局】
- （２）市内における新型インフルエンザ等患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の特徴の分析を行うため、国の方針に基づき全ての医師に新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）を診察した場合の届出を求め、新型インフルエンザ等患者及び入院患者の全数把握を開始する。【健康福祉局（衛生研究所）】
- （３）感染拡大を早期に探知するため、学校等におけるインフルエンザ等の集団発生の把握を行う。【教育委員会事務局、こども青少年局、健康福祉局（衛生研究所）、各区】

2 情報収集

- （１）新型インフルエンザ等の発生状況、疫学情報などについて、国や関係機関等を通じて発生国からの情報収集を強化し、必要に応じて関係機関に周知する。【健康福祉局】
- （２）九都県市と連携して情報収集や感染拡大防止に取り組む。【総務局、健康福祉局】
- （３）市内感染期に備え、在日米軍と情報交換を行うなど連携を図る。【政策局、健康福祉局、総務局】

務局】

Ⅲ 情報提供・共有

1 情報提供

- (1) 市民に対し、新型インフルエンザ等の発生及び対応状況等を適宜、情報提供する。また、市内の外国人に配慮した情報提供を行う。【政策局、市民局、健康福祉局、総務局、環境創造局、消防局、教育委員会事務局、各区】
- (2) 新型インフルエンザ等の感染予防策等について、ホームページ等により情報提供を行う。【健康福祉局】
＜掲載例＞Q & A、流行時に想定される事態、推奨する感染予防策（不要不急の外出の自粛等）、相談窓口、発熱等が生じた場合の受診方法等

2 相談窓口

- (1) 市民からの一般的な相談対応窓口として、「新型インフルエンザ等相談窓口」を設置し、国から配付されるQ & Aを参考にしながら、適切な情報提供を行う。【健康福祉局、各区】
- (2) 市民に、相談窓口が開設されたことを周知する。【政策局、市民局、健康福祉局、総務局、消防局、各区】
- (3) 医療機関からの24時間連絡窓口を設置する。【健康福祉局】

3 情報共有

国等とインターネットなどを通じて、リアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。【健康福祉局、総務局、関係局】

Ⅳ 予防・まん延防止

1 検疫・出入国等対策（水際対策）

- (1) 新型インフルエンザ等対策ガイドラインにおける「水際対策に関するガイドライン」のほか、新型インフルエンザ等に関する情報について、必要に応じて関係機関に周知する。【健康福祉局】
- (2) 検疫法及び「水際対策に関するガイドライン」に基づき検疫所が行う感染及び感染拡大防止等への対応に協力する。【健康福祉局、港湾局、総務局、消防局、関係区局】
- (3) 帰国を希望する在外邦人のため、検疫所の措置に協力する。【関係局】
- (4) 船舶を着岸させる必要が生じた場合のバースの指定など、検疫の実施に協力する。【港湾局】
- (5) 発生地域から日本に向かう航空機・船舶から、インフルエンザ様症状を有する患者や死者がいた場合等に備え、防疫措置、疫学調査、入院患者受入医療機関への搬送・隔離・停留、接触者や同乗者の健康監視の実施等について、検疫所、その他関係機関との連携を確認・強化する。
【健康福祉局、港湾局、病院経営局、関係局】
- (6) 国際航空・船舶会社から、到着前に検疫所に対し、発生地域からの入国者の中にインフルエンザ様症状を有する者がいるとの通報があった場合に、検疫所が指示する機内又は船内におけ

る有症者対策（有症者の隔離、マスクの着用、客室乗務員の特定等）、検体検査、疫学調査、指定医療機関への搬送・隔離・停留、接触者や同乗者の健康監視等について、情報収集する。

【健康福祉局】

（７）必要に応じて、有症者が発生した航空機・船舶に同乗していた者の健康監視に協力する。【健康福祉局、関係区】

（８）海外修学旅行実施校や留学等に対し、発生国への渡航自粛や渡航変更など、又は、発生国からの受入自粛など、関係機関と連携し要請する。【教育委員会事務局、健康福祉局、政策局】

2 感染症法に基づく対応等

（１）市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。また、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。【健康福祉局】

（２）新型インフルエンザ等が発生したと認められた場合は、厚生労働省が病原体であるウイルスの血清型及び検査方法、診断及び治療、感染防止方法、感染症法の規定により実施する措置その他必要な情報を公表することとなっており、この情報を市内医療機関等に周知し、新型インフルエンザ等への感染を否定できない患者が受診した場合、最寄りの福祉保健センターへ迅速な届出を要請する。【健康福祉局、各区】

3 予防接種

（１）情報収集

国が行うパンデミックワクチン製造に関する情報（種類・安全性）、ワクチン供給量について情報収集し、接種が可能になり次第、接種を開始できるよう、接種順位、接種体制（接種場所、接種医、接種用具の確保等）について検討する。【健康福祉局】

（２）特定接種

国の決定に基づき、特定接種対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。【健康福祉局、各区】

※備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば備蓄ワクチンを用いる。発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いる。また、病原性が低く、特定接種を緊急に行う必要がないと認められる場合においても、医療関係者に先行的に接種を行う。

（３）住民接種

国及び神奈川県と連携して、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。【健康福祉局、各区】

国の要請により、全住民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、具体的な接種体制の構築の準備を進める。【健康福祉局、各区】

（４）モニタリング

プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの接種開始に伴って国が行う接種実施モニタリングに協力する。【健康福祉局】

V 医療**1 新型インフルエンザ等の症例定義**

国が示す新型インフルエンザ等の症例定義及びその修正等に留意し、適宜、関係機関に周知する。【健康福祉局、各区】

2 帰国者・接触者相談センターの設置

- (1) 市民からの受診相談対応窓口として、「帰国者・接触者相談センター」を設置する。【健康福祉局、各区】
- (2) 市民に対し、新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者であって、発熱や呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、帰国者・接触者外来を受診するよう説明し、一般医療機関を受診しないよう周知徹底する。【健康福祉局、各区】

3 帰国者・接触者外来の設置

- (1) 帰国者・接触者外来設置を医療機関に対し要請し、設置に必要な物資等の提供や、専用電話（ホットライン）を確保するなど、市内発生に向けた準備を開始する。【健康福祉局】
- (2) 新型インフルエンザ等発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸症状等を有し、新型インフルエンザに罹患している可能性が高い者は、「帰国者・接触者外来」を受診させる。【健康福祉局・区】
- (3) 帰国者・接触者外来において、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑い患者と判断した場合、直ちに保健所に連絡するよう要請する。【健康福祉局】
＊弱毒型ウイルスであると判明した場合等は、帰国者・接触者外来を設置せず、一般の医療機関において、必要な感染拡大防止策をとった上で診療の受入準備を行うよう要請する。【健康福祉局】

4 疑い症例等への対応

帰国者・接触者外来において、医師は本人の渡航歴の確認、検体検査などを行い、状態に応じて、入院患者受入医療機関に搬送し、検査・診療を行う。【健康福祉局】

＊検体は横浜市衛生研究所へ搬送し、亜型検査を行う。

5 一般医療機関への対応

帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、市医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。【健康福祉局】

6 抗インフルエンザウイルス薬

- (1) WHO等から抗インフルエンザウイルス薬への薬剤耐性等について、広く情報収集する。【健康福祉局】
- (2) 国・神奈川県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量、備蓄方法、流行時の放出方法等を把握する。【健康福祉局】

- (3) 抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を勘案し、必要に応じ、医療機関に対して、患者との濃厚接触者、医療従事者、搬送従事者等に抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう依頼する。【健康福祉局】
- (4) 神奈川県と調整のうえ、抗インフルエンザウイルス薬の流通調整を図る。【健康福祉局】
- (5) 国、神奈川県の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量等を踏まえ、本市における備蓄量及びその使用方法を検討する。【健康福祉局】

Ⅵ 市民生活及び市民経済の安定の確保

1 業務継続計画の実施準備

「横浜市業務継続計画（新型インフルエンザ編）」について、計画実施を準備する。【各区局】

2 市民、事業者に対する事前準備の要請

- (1) 新型インフルエンザ等対策ガイドラインにおける「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」、「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」のほか、発生状況等に関する情報について、市民に周知する。【健康福祉局、各区】
- (2) 個人や事業者が実施できる有効と考えられる感染防止策（「流行時の外出自粛」、「手洗い」、「咳エチケット」、「職場の清掃・消毒」、「定期的なインフルエンザワクチンの接種」）について、あらためて市民への周知をする。【健康福祉局、関係区局】
- (3) 事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報を基に、職場での感染防止策及び事業の継続又は自粛の準備等を行うよう要請する。また、事業継続に向けた対応を行うため、国の示す法令の弾力運用についても必要に応じて周知する。【関係区局】
- (4) 市内感染期には、社会・経済活動の低下や外出制限等が予測されることから、パニック等の発生を防止するとともに、市民一人ひとりの協力を得られるよう、想定される事態や望まれる対応等について市民、事業者に徹底する。【各区局】
- (5) 国内で発生した際、感染拡大防止のため、人と人との接触機会を少なくする地域・職場対策が実施されることから、市民に対し、予め、各世帯での最低限の食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう要請する。【各区局】

3 その他

- (1) 市内感染期における在宅療養者（児童・高齢者・障害者等）への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事提供等、医療機関への搬送）や、自宅で死亡した場合の対応等について、引き続き検討する。【こども青少年局、健康福祉局、各区】
- (2) 病院内・外で、一時遺体安置所として使用する場所の確保に引き続き努める。【市民局、健康福祉局、病院経営局、各区】
- (3) 火葬場の処理能力についての把握・検討を引き続き行うとともに、市内感染期で死亡者が増加した場合を想定し、一時的遺体安置所を検討する。【健康福祉局】
- (4) 多数遺体発生時には、「神奈川県広域火葬計画」に基づく広域火葬が行えるよう、関係機関と調整する。【健康福祉局】

市内未発生期

【状態】国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、市内での発生がない状態

【目的】市内発生に備えた体制の整備を行う。

I 実施体制

1 危機管理体制

市対策本部及び各区に区対策本部を設置し、総合的かつ効果的な対策を強力に推進する。なお、国が特措法第32条第1項に定める緊急事態宣言を行った場合は、市対策本部は、同法第34条第1項に基づき設置した本部となる。【各区局】

2 実施体制の強化等

《海外発生期の記載を参照》

3 緊急事態宣言時の措置

① 緊急事態宣言（特措法第32条）

- 国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、緊急事態宣言を行い、国会に報告する。（内閣官房、厚生労働省、その他全庁）

緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。

- 緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示する。期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。また、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域設定にも留意する。全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考慮する。

② 市対策本部の設置

市は、緊急事態宣言がなされた場合、特措法第34条による市対策本部を直ちに設置する。

II サーベイランス・情報収集

1 サーベイランス

（１）通常のインフルエンザサーベイランスを継続・強化する。【健康福祉局（衛生研究所）】

（２）海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者及び入院患者の全数把握、学校等のインフルエンザ等集団発生に関する調査の強化を行う。【教育委員会事務局、こども青少年局、健康福祉局（衛生研究所）、各区】

2 情報収集

(1) 感染発生国・地域の情報収集

国が発表する情報のほか、WHO、OIE、FAO等から、国内外での新型インフルエンザ等発生状況、臨床情報、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの安全性・有効性等に関する情報を広く収集し、国と連携しながら必要な対策を実施する。【健康福祉局、総務局】

(2) 基本的対処方針等に基づく対応等

国の決定する基本的対処方針や症例定義のほか、厚生労働省が、新型インフルエンザ等感染症が発生したと認められたときに公表する病原体であるウイルスの血清亜型及び検査方法、診断及び治療、感染防止方法、感染症法の規定により実施する措置その他必要な情報を収集する。

【健康福祉局、各区】

(3) 国・神奈川県等との連携・協力

県内外の新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬の使用状況等について、情報収集を行う。【健康福祉局】

(4) 市内感染期に備え、在日米軍との情報交換を行うなど連携を図る。【政策局、健康福祉局、総務局】

Ⅲ 情報提供・共有

1 情報提供

(1) 海外発生期に引き続き、海外渡航者に対し、海外での新型インフルエンザ等発生状況等に関する情報提供を行う。【健康福祉局、総務局、各区】

(2) あらゆる媒体を利用し、市民に対して新型インフルエンザ等の情報を周知する。また、ホームページの内容等について、随時更新する。【政策局、市民局、健康福祉局、総務局、水道局、交通局、教育委員会事務局、各区】

ア 国内・神奈川県内の発生状況、対応状況について情報提供し、市民への不要不急の外出の自粛、感染予防策、発熱等が生じた場合の受診方法等の注意喚起を行う。

イ 人権に配慮した対応について市民等に周知する（誰もが感染する可能性があること、感染したことについて、患者・家族には原則責任がないこと等）。

ウ 新型インフルエンザ等対策ガイドラインにおける「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」、「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」等の内容を市民に周知する。

エ 市内の外国人に配慮した情報提供を行う。

2 相談窓口

(1) 市民からの相談対応窓口である「新型インフルエンザ等相談窓口」を24時間対応にするなど充実・強化する。【健康福祉局、各区】

(2) 医療機関からの24時間連絡窓口を継続し、診断・治療ガイドライン、Q&Aを作成し、医療機関に配布する。【健康福祉局】

3 情報共有

国・九都県市等地方自治体、医療機関、関係機関等と可能な限りインターネット等を使用して、リアルタイムな情報共有に努め、対策の方針の迅速な受伝達と対策の現場状況把握を行う。【健康福祉局】

Ⅳ 予防・まん延防止

1 検疫・出入国等対策（水際対策）

- (1) 海外発生期に引き続き、横浜検疫所と連携した対応を行う。【健康福祉局】
- (2) 検疫法及び新型インフルエンザ等対策ガイドラインにおける「水際対策に関するガイドライン」に基づき検疫所が行う、港湾施設からの感染及び感染の拡大防止等の対応に協力する。【健康福祉局、港湾局、消防局、総務局、関係区局・政策局】
- (3) 帰国を希望する在外邦人のため、引き続き、検疫所の措置に協力する。【関係局】
- (4) 船舶を着岸させる必要が生じた場合のバースの指定など、検疫の実施に協力する。【港湾局】
- (5) 港湾管理者として、関係機関を本船まで案内するなど検疫所、入国管理局と連携し必要な措置を講じる。【港湾局】
- (6) 発生地域から日本に向かう航空機・船舶から、インフルエンザ様症状を有する患者や死者がいた場合等に備え、防疫措置、疫学調査、入院患者受入医療機関への搬送・隔離・停留、接触者や同乗者の健康監視の実施等について、検疫所、その他関係機関との連携を確認・強化する。【健康福祉局、港湾局、病院経営局】
- (7) 検疫所が発生地域からの入国者に対し実施する、新型インフルエンザ等患者のふり分けや、以下の措置の情報を収集する。【健康福祉局】
 - ア 新型インフルエンザ等患者（疑い患者含む）の検疫法に基づく停留、隔離、治療
 - イ 新型インフルエンザ等患者が乗っていた国際航空機・船舶の乗客に対する積極的疫学調査
- (8) 国際航空・船舶会社から、到着前に検疫所に対して、発生地域からの入国者の中にインフルエンザ様症状を有する者がいるとの通報があった場合に、検疫所が指示する機内又は船内における有症者対策（有症者の隔離、マスクの着用、客室乗務員の特定等）、検体検査、疫学調査、入院患者受入医療機関への搬送・隔離・停留、接触者や同乗者の健康監視等についての情報を収集する。【健康福祉局】
- (9) 必要に応じて、有症者が発生した航空機・船舶に同乗していた者の健康監視に協力する。【健康福祉局、関係区】
- (10) 検疫対策については、国が新型インフルエンザウイルス等の病原性や感染力、海外の状況、国内の状況から、合理性が認められなくなったと判断した場合には、措置の縮小を実施するため、国の方針に基づき適切に対応する。【健康福祉局、港湾局、消防局、総務局、関係区局、政策局】

2 市内での感染拡大防止

- (1) 市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、引き続き、感染症法に基づく患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。【健康福祉局】

(2) 市内未発生期であっても、地域全体で積極的な感染対策をとり、流行のピークを遅らせることが重要であり、必要な場合には、業界団体等を経由し又は直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。

ア 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。【健康福祉局・関係局】

イ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。【健康福祉局・関係局】

ウ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。【健康福祉局、教育委員会事務局】

エ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。【健康福祉局・関係局】

オ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。【健康福祉局】

3 予防接種（住民接種）

(1) パンデミックワクチンが全市民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、接種を開始する。【健康福祉局、各区】

（※特定接種が全て終わらなければ住民接種が開始できないというものではない。）

(2) 接種の実施に当たり、国及び神奈川県と連携して、保健所・福祉保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。【健康福祉局、各区】

4 緊急事態宣言時の措置

緊急事態宣言がされ、神奈川県内が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。ただし、②住民接種については、実施区域の指定にかかわらず必要に応じて行う。【健康福祉局、各区】

① 新型インフルエンザ等緊急事態においては、神奈川県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。市は、必要に応じてそれに協力する。

- ・ 特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
- ・ 特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請や指示を行う。
- ・ 特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。

② 住民接種

市町村は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。【健康福祉局、各区】

V 医療

1 医療機関等への情報提供

海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。【健康福祉局】

2 帰国者・接触者相談センターの充実・強化

- (1) 帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を24時間対応にするなど充実・強化し、帰国者・接触者外来での診療体制を維持する。【市民局、健康福祉局、総務局、消防局、各区】
- (2) 発生国からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターを通じて帰国者・接触者外来を受診するよう説明し、一般医療機関を受診しないよう周知徹底する。【健康福祉局、各区】

3 疑い症例等への対応

- (1) 帰国者・接触者外来において、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑い患者と判断した場合、直ちに保健所に連絡するよう要請する。【健康福祉局】
弱毒型ウイルスの場合は、帰国者・接触者外来を設置せず、一般の医療機関に対して、必要な感染拡大防止策を取ったうえで診察の準備を行うよう要請する。【健康福祉局】
- (2) 帰国者・接触者外来において、医師は本人の渡航歴の確認、検体検査などを行い、状態に応じて、入院患者受入医療機関に搬送し、検査・診療を行う。【健康福祉局】
*検体は横浜市衛生研究所へ搬送し、確定検査を行う。
- (3) 新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。【健康福祉局】

4 一般医療機関への対応

帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、市医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。

5 抗インフルエンザウイルス薬

(1) 情報収集

- ア WHO等から抗インフルエンザウイルス薬への薬剤耐性等について、広く情報を収集する。【健康福祉局】

イ 国、神奈川県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量、備蓄方法、医療機関等への放出方法等を把握する。【健康福祉局】

(2) 予防投与

市内感染期に備え、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請するとともに、患者同居者等の濃厚接触者や、医療従事者には、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。【健康福祉局】

＊ 有効性が確認されているワクチン接種を受けている場合は、感染者に接触後、インフルエンザ様症状が出た時点で投与することを原則とする。

＊ 弱毒型インフルエンザの場合は、予防投与は原則実施しない。

(3) 抗インフルエンザウイルス薬の流通調整を図る。【健康福祉局】

(4) 必要に応じ、本市備蓄の抗インフルエンザウイルス薬の使用について検討する。【健康福祉局】

Ⅵ 市民生活及び市民経済の安定の確保

1 業務継続計画の実施

「横浜市業務継続計画（新型インフルエンザ編）」について実施に着手する。【各区局】

2 市民、事業者に対する注意喚起等

(1) 今後の感染拡大を想定し、個人や事業者が実施できる有効と考えられる感染防止策について広報し、周知・徹底を図る。【健康福祉局、関係区局】

(2) 今後の感染拡大を想定し、市内事業者に対し、職場での感染防止策の開始・強化や事業継続に不可欠な重要業務への重点化に向けた取組ができる準備を進める。【関係区局】

(3) 登録事業者に対し、事業継続に向けた取組を要請する。【総務局、健康福祉局、経済局】

(4) 今後の感染拡大を想定し、人と人との接触機会を少なくする地域・職場対策が実施されることから、市民に対して、各世帯での最低限の食料品・生活必需品等の備蓄準備を要請する。【各区局】

3 その他

(1) 感染期の在宅療養者（児童・高齢者・障害者等）への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、医療機関への搬送、死亡時の対応や、世帯把握等を進め、支援に備える。【こども青少年局、健康福祉局、各区】

(2) 病院内・外で、一時遺体安置所として使用する場所の確保に引き続き努める。【市民局、健康福祉局、病院経営局、各区】

(3) 火葬場の処理能力についての把握・検討を引き続き行う。【健康福祉局】

(4) 新型インフルエンザ等の発生による混乱に乗じて起こることが予想される各種犯罪を防止するため、広報啓発を図るとともに、適宜、神奈川県警察へ取締りの徹底を要請する。【市民局】

(5) 水道水の安全性確保のため、水道水への塩素注入量、残留塩素量の監視体制を強化する。【水道局】

4 緊急事態宣言時の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 水の安定供給（特措法第52条）

新型インフルエンザ等緊急事態において、消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。【水道局】

② 生活関連物資等の価格の安定等（特措法第59条）

市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、国により指定された「特定物資」等について、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。【経済局】

市内発生早期

【状態】市内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態

【目的】市内での感染拡大をできる限り抑える。

I 実施体制

1 危機管理体制

- (1) 市対策本部及び区対策本部を継続し、総合的かつ効果的な対策を強力に推進する。【各区局】
- (2) 神奈川県及び周辺自治体の発生状況に注意し、市内感染期に向けた体制準備を進める。【健康福祉局、総務局、関係局】

2 実施体制の強化等

《海外発生期の記載を参照》

3 緊急事態宣言時の措置

① 緊急事態宣言

《市内未発生期の記載を参照》

② 市対策本部の設置

《市内未発生期の記載を参照》

II サーベイランス・情報収集

1 サーベイランス

- (1) 新型インフルエンザ等患者及び入院患者の全数把握を行い、インフルエンザサーベイランスを継続・強化する。【健康福祉局（衛生研究所）】
- (2) 学校等での新型インフルエンザ等の集団発生 of 把握を強化する。【教育委員会事務局、子ども青少年局、健康福祉局（衛生研究所）、各区】

2 情報収集

《市内未発生期の記載を参照》

III 情報提供・共有

1 情報提供

- (1) あらゆる媒体を利用し、市民に対して国内外の新型インフルエンザ等の情報提供と具体的な対策等の詳細をわかりやすく提供する。また、ホームページの内容等について、随時更新する。
【政策局、市民局、健康福祉局、総務局、水道局、交通局、教育委員会事務局、各区】
- ア 市内・神奈川県内の発生状況、対応状況について情報提供し、市民への不要不急の外出の自粛、感染予防策、発熱等が生じた場合の受診方法等の注意喚起を行う。

イ 新型インフルエンザ等対策ガイドラインにおける「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」、「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」等の内容を市民に周知する。

ウ 市内の外国人に配慮した情報提供を行う。

(2) 市内感染期における社会活動の低下や外出制限等によるパニック等の発生を防止するため、市民一人ひとりの協力を得られるよう、想定される事態や望まれる対応等について、事業者や市民に徹底する。【関係区局】

(3) 市内で発生した場合は、国・神奈川県へ通報し、また、九都県市間での情報共有を図る。【健康福祉局】

2 相談窓口

(1) 市民からの相談対応窓口である「新型インフルエンザ等相談窓口」を充実・強化し、継続して対応する。【健康福祉局、各区】

(2) 医療機関向けの24時間連絡窓口を継続する。また、国等からの情報に基づき診断・治療ガイドライン、Q&Aを作成し、医療機関に情報提供する。【健康福祉局】

3 情報共有

《市内未発生期の記載を参照》

Ⅳ 予防・まん延防止

1 検疫・出入国等対策（水際対策）

《市内未発生期の記載を参照》

2 市内での感染拡大防止

(1) 国と連携し、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施等）の準備を進める。（健康福祉局）

(2) 新型インフルエンザ等対策ガイドラインにおける「まん延防止に関するガイドライン」等に基づき、市内の感染拡大の防止を進める。【関係区局】

(3) 業界団体等を経由し又は直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。

ア 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。【健康福祉局・関係局】

イ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。【健康福祉局・関係局】

ウ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。【健康福祉局、教育委員会事務局】

エ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。【健康福祉局・関係局】

才 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。【健康福祉局】

3 予防接種

《市内未発生期の記載を参照》

4 緊急事態宣言時の措置

《市内未発生期の記載を参照》

V 医療

1 新型インフルエンザ等の症例定義

国等の新型インフルエンザ等の症例定義及びその修正等に留意し、必要に応じて関係機関に周知するとともに、新型インフルエンザ等を否定できない患者が受診した場合、最寄りの福祉保健センターへの迅速な届出を要請する。【健康福祉局、各区】

2 帰国者・接触者相談センター

海外発生期（市内未発生期）に引き続き、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を継続する。【健康福祉局、各区】

3 帰国者・接触者外来

海外発生期（市内未発生期）に引き続き、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者外来での診療を継続する。【健康福祉局、各区】

4 一般診療への切り替え準備

- （１）医師会及び病院協会等と連携し、帰国者・接触者外来の対応から一般医療機関での対応へ変更するための準備を行う。【健康福祉局、総務局、消防局、市民局、各区】
- （２）患者等が増加してきた段階においては、国の基本的対処方針に基づき、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から、一般の医療機関でも診療する体制に移行する。【健康福祉局】

5 市内発生患者及び接触者への対応

- （１）新型インフルエンザ等疑い患者が帰国者・接触者外来を受診した場合は、検体検査を実施するとともに、本人の渡航歴や行動等を確認し、隔離等の措置を講ずる。【健康福祉局、各区】
- （２）新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体は、衛生研究所に搬送しPCR検査等を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、神奈川県内の患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等は重症者等に限定して行う。【健康福祉局、各区】
- （３）新型インフルエンザ等と診断された者に対しては、感染症法に基づき、入院勧告を行うとともに入院患者受入医療機関へ移送する。この措置は、病原性が高い場合に実施することとする。

るが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。【健康福祉局、各区】

- (4) 新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。【健康福祉局、各区】
- (5) 児童及び高齢者や障害者等の入所施設等において、集団感染が発生した場合の医療提供の手段の確保に努める。【健康福祉局、各区】

6 抗インフルエンザウイルス薬

(1) 情報収集

WHO等から抗インフルエンザウイルス薬への薬剤耐性等について、広く情報を収集する。
【健康福祉局】

(2) 備蓄分の放出要請

国、神奈川県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬は、通常のルートで入手困難になることが予想される段階で放出が行われるため、医療機関の状況把握に努め、必要に応じて神奈川県に放出を依頼する。【健康福祉局】

(3) 予防投与

新型インフルエンザ等対策ガイドラインにおける「抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン」に基づき、新型インフルエンザウイルスの暴露を受けた者には、無症状又は軽微な症状であっても他人に感染されるおそれがあることから、十分な防護なく患者を診察した医療従事者や水際対策関係者、患者の同居者のほか、患者の行動範囲等を考慮した上で、患者との濃厚接触者、同じ学校・職場等に通う者、また、地域封じ込めが実施される場合には、当該地域の市民に対し予防投与を実施し、医療機関に投与を依頼する。【健康福祉局】

※ 有効性が確認されているワクチン接種を受けている場合は、感染者に接触後、インフルエンザ様症状が出た時点で投与することを原則とする。

- (4) 市内感染期に備え、抗インフルエンザウイルス薬の不足が予測される場合は、治療薬の確保のため、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう医療機関に依頼する。【健康福祉局】
- (5) 必要に応じ、本市備蓄の抗インフルエンザウイルス薬の使用について検討する。【健康福祉局】

Ⅵ 市民生活及び市民経済の安定の確保

1 業務継続計画の実施

「横浜市業務継続計画（新型インフルエンザ編）」について実施する。【各区局】

2 市民、事業者に対する注意喚起等

- (1) 今後の感染拡大を想定し、個人や事業者に対し感染防止策について広報し、周知・徹底を図る。【健康福祉局、関係区局】

(2) 市内事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報を基に、職場での感染防止策の強化及び事業の継続又は自粛の準備等を行うよう要請する。【関係区局】

(3) 登録事業者に対し、事業継続に向けた取組を要請する。

また、国と連携し生活物資の高騰防止等に向けた調査・監視等を行うとともに、医薬品、食糧品等の円滑な流通の要請を行う。【経済局、総務局、健康福祉局】

3 その他

(1) 市内感染期における在宅療養者（児童・高齢者・障害者等）への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、医療機関への搬送、死亡時の対応や、世帯把握等を進め、支援に備える。【こども青少年局、健康福祉局、各区】

(2) 病院内・外で、一時遺体安置所として使用する場所の確保に引き続き努める。【市民局、健康福祉局、病院経営局、各区】

(3) 火葬場の処理能力についての把握・検討を行い、市内感染期で死亡者が増加した場合を想定し、一時遺体安置所を検討する。【健康福祉局】

(4) 新型インフルエンザ等の発生による混乱に乗じて起こることが予想される各種犯罪を防止するため、広報啓発を図るとともに、適宜、神奈川県警察へ取締りの徹底を要請する。【市民局】

(5) 水道水の安全性確保のため、水道水への塩素注入量、残留塩素量の監視体制を強化する。【水道局】

4 緊急事態宣言時の措置

《市内未発生期の記載を参照》

市内感染期

【状態】 市内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態

【目的】 医療体制を維持する。

健康被害を最小限に抑える。

市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。

医療機能、社会・経済機能への影響を最小限に抑える。

I 実施体制

1 危機管理体制

- (1) 市対策本部及び区対策本部を継続し、総合的かつ効果的な対策を強力に推進する。【各区局】
- (2) 神奈川県及び周辺自治体と協議して感染期移行時期を決定し、被害軽減に向けた対応を行っていく。【健康福祉局】

2 実施体制の強化等

《市内未発生期の記載を参照》

3 緊急事態宣言時の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 市対策本部の設置

《市内未発生期の記載を参照》

② 他の地方公共団体による代行、応援等（特措法第38条・第39条）

新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

II サーベイランス・情報収集

1 サーベイランス

- (1) 学校における集団発生の把握の強化については、通常のスーベイランスに戻す。【教育委員会事務局、こども青少年局、健康福祉局（衛生研究所）、各区】
- (2) 新型インフルエンザ等患者及び入院患者の全数把握は中止し、インフルエンザに関する通常のスーベイランスを継続する。【健康福祉局（衛生研究所）】
- (3) 県内外の発生状況について注視する。【健康福祉局（衛生研究所）】

2 情報収集

- (1) 市内の新型インフルエンザ等患者の発生状況について、迅速に情報収集する。また、国内のリアルタイムの発生状況の情報収集を行い、国と連携し、必要な対策を実施する。【健康福祉局】

- (2) 国の新型インフルエンザ等の調査研究に関する情報（感染経路、感染力、潜伏期等）把握に努めるとともに、重症者の症状・治療法と転帰等の国の発表する情報の収集を行う。【健康福祉局】
- (3) 関係機関からの情報収集
WHO、OIE、FAO等から新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬の使用状況等について、国、神奈川県、九都県市等の関係機関等との情報交換を行う。【健康福祉局】
- (4) 在日米軍と情報交換を行うなど連携を図る。【政策局、健康福祉局、総務局】

Ⅲ 情報提供・共有

1 情報提供

あらゆる媒体を利用し、市民に対して情報提供する。また、ホームページの内容等について、随時更新する。【政策局、市民局、健康福祉局、総務局、交通局、教育委員会事務局、各区】

- (1) 市内・神奈川県内の発生状況、対応状況について情報提供し、不要不急の外出及び軽症での医療機関の受診の自粛、感染予防策、発熱等が生じた場合の受診方法等の市民への注意喚起を行う。
- (2) 新型インフルエンザ等対策ガイドラインにおける「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」、「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」等に基づき、感染拡大防止方策内容を、市民に周知・徹底する。
- (3) 市内の外国人に配慮した情報提供を行う。

2 相談窓口

- (1) 「新型インフルエンザ等相談窓口」を継続し、状況の変化に応じた国のQ&Aの改定等を踏まえながら、適切な情報提供を行う。ただし、状況に応じて充実・強化体制の緩和を図る。【健康福祉局、各区】
- (2) 医療機関からの連絡窓口を継続する。また、国の修正等に注視しながら、診断・治療ガイドライン、Q&Aを随時見直し、医療機関に配布する。【健康福祉局】

2 情報共有

市内発生状況の把握を強化し、国・九都県市等地方自治体、医療機関、関係機関等と可能な限りインターネット等を使用して、リアルタイムな情報共有に努め、対策の方針の迅速な受伝達と対策の現場状況把握を行う。【健康福祉局】

Ⅳ 予防・まん延防止

1 検疫・出入国等対策（水際対策）

《市内未発生期を参照》

2 市内での感染拡大防止策

(1) 業界団体等を経由し又は直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。

ア 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。【健康福祉局・関係局】

イ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。【健康福祉局・関係局】

ウ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。【健康福祉局、教育委員会事務局】

エ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。【健康福祉局・関係局】

オ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。【健康福祉局】

(2) 市内感染期では、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう医療機関に要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、その期待される効果を評価した上で継続の有無を決定する。【健康福祉局】

(3) 市内感染期では、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。【健康福祉局】

3 予防接種

(1) 予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。【健康福祉局】

(2) 国が実施する接種実施モニタリングのワクチン有効性の評価、副反応情報の収集・分析に関する情報を把握する。【健康福祉局】

4 緊急事態宣言時の措置

緊急事態宣言がされ、神奈川県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。ただし、②住民接種については、実施区域の指定にかかわらず必要に応じで行う。【健康福祉局、関係局】

① 患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、神奈川県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

- ・ 特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
- ・ 特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請・指示を行う。
- ・ 特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。

② 市は、特措法第46条に基づく住民接種を進める。【健康福祉局、各区】

V 医療**1 患者への対応**

- (1) 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を終了する。

新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として、全ての医療機関において新型インフルエンザ等疑い患者の診断・治療を行うよう、医師会・病院協会等と連携して各関係機関に周知する。【健康福祉局、病院経営局、各区】

- (2) 入院治療は重症患者を対象とし、あらかじめ作成した入院患者受入医療機関リストを基に、新型インフルエンザ等の入院患者の受入れを行うよう周知する。また、それ以外の患者に対しては、必要に応じて投薬を行い、自宅での療養を勧めることを周知する。【健康福祉局】
- (3) 新型インフルエンザ等患者に対し、厚生労働省から提示される抗インフルエンザウイルス薬による治療を行うように周知する。【健康福祉局】
- (4) 入院患者数と病床利用率の状況を確認し、病床の不足が予測される場合には、あらかじめ作成しておいた医療機関以外の公的施設等で入院患者の対応を行うよう依頼する。【市民局、健康福祉局、総務局、各区】
- (5) 医師が在宅で療養する患者に対し、電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国が示す対応方針を周知する。【健康福祉局】
- (6) 医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。【健康福祉局】

2 抗インフルエンザウイルス薬

- (1) 情報収集

WHO等から抗インフルエンザウイルス薬への薬剤耐性等について、広く情報を収集する。【健康福祉局】

- (2) 引き続き、国、神奈川県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬について、医療機関の状況把握に努め、必要に応じて神奈川県に放出を依頼する。【健康福祉局】
- (3) 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の中止
- 厚生労働省の要請により、予防投与を行わないよう医療機関に依頼する。【健康福祉局】
- (4) 流通の調整
- 市内の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況やインフルエンザ等の流行状況を基に、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、必要な量を供給するよう神奈川県と調整する。【健康福祉局】
- (5) 必要に応じ、本市備蓄の抗インフルエンザウイルス薬を使用する。【健康福祉局】

3 緊急事態宣言時の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。【健康福祉局、関係局】

臨時の医療施設における医療の提供（特措法第48条第1項及び第2項）

市内の医療機関が不足した場合、国と連携し、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。【健康福祉局】

Ⅵ 市民生活及び市民経済の安定の確保

1 業務継続計画の実施

「横浜市業務継続計画（新型インフルエンザ編）」について実施する。【各区局】

2 事業の縮小・継続

- （1）感染拡大を踏まえ、市内の事業者に対し、不要不急の業務の縮小、職場での感染予防策を一層強化するよう、徹底を要請する。【関係区局】
- （2）登録事業者に対し、事業の継続を要請する。【総務局、健康福祉局、経済局】
- （3）事業者の経営安定を行うために必要な特別融資措置など、国の方針に基づき支援方法について検討を行う。【総務局、健康福祉局、経済局、交通局】

3 市民への要請

新型インフルエンザ等の流行が治まるまで、各世帯で、食料品・生活必需品の備蓄状況を確認し、補充が必要な場合には、十分な感染防止策をとったうえで、また、電気・ガス・水道等の消費節減に努めるよう、市民に要請する。【各区局】

4 社会的弱者への支援

- （1）関係団体の協力を得ながら、在宅療養者（児童・高齢者・障害者等）への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、医療機関への搬送、死亡時の対応等や、支援準備を行う。【こども青少年局、健康福祉局、各区】
- （2）介助者がいない児童・高齢者・障害者等を早急に把握し、必要に応じて可能な支援に努める。【健康福祉局、教育委員会事務局、各区】

5 遺体の火葬・安置

- （1）引き続き、病院内・外で、一時遺体安置所として使用する場所の確保に努める。【市民局、健康福祉局、病院経営局、各区】
- （2）死亡者が増加した場合、市内火葬場において緊急時の増枠体制にて対応できるよう調整する。【健康福祉局】

6 犯罪の予防・取締り

引き続き、新型インフルエンザの発生による混乱に乗じておこることが予想される各種犯罪を防止するため、広報啓発を図るとともに、適宜、神奈川県警察へ取締りの徹底を要請する。【市民局】

7 緊急事態宣言時の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 水の安定供給（特措法第52条）

＜市内未発生期の記載を参照＞

② 生活関連物資等の価格の安定等（特措法第59条）

- ・ 市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、国により指定された「特定物資」等について、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。【経済局】
- ・ 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努める。【経済局】

③ 埋葬・火葬の特例等（特措法第56条）

- ・ 市営斎場においては、緊急時の増枠体制により火葬できる体制を組み、民営の火葬場については経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。また、死亡者が増加し、市内火葬場の火葬能力の限界を超えることが見込まれる場合には、県を通し、「神奈川県広域火葬計画」に基づく他都市への広域火葬を要請する。【健康福祉局】
- ・ 火葬能力を超える死亡者数が見込まれる場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。【健康福祉局】

小康期

【状態】新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準で止まっている状態

【目的】市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

I 実施体制**1 危機管理体制**

国が特措法第 32 条第 5 項に定める新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行ったときは、同法第 34 条第 1 項に基づく市対策本部は廃止する。

ただし、政府対策本部及び県対策本部が継続されている間は継続するものとし、国等から「小康期」が宣言され、政府対策本部及び県対策本部が廃止されたときは、市対策本部及び区対策本部も遅滞なく廃止する。【各区局】

2 関係機関との連携強化

神奈川県が必要に応じて開催する「新型インフルエンザ等対策県・保健所設置市連絡会議」又は「新型インフルエンザ等市町村連絡会議」に参加し、第二波の流行に備え、連携を強化する対応について情報交換等を行う。【健康福祉局、総務局】

3 行動計画の評価

政府行動計画、新型インフルエンザ等対策ガイドライン等の見直しを踏まえ、市行動計画に関する総合評価を行う。【健康福祉局、総務局】

II サーベイランス・情報収集**1 サーベイランス**

- (1) これまで実施してきた発生動向調査、サーベイランス等について評価し、人材、資器材の有効活用に向けて検討を行う。【健康福祉局（衛生研究所）】
- (2) インフルエンザ等に関する通常のサーベイランスを継続する。【健康福祉局（衛生研究所）】
- (3) 再流行の早期探知のため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。
【教育委員会事務局、こども青少年局、健康福祉局（衛生研究所）、各区】

2 情報収集

海外の新型インフルエンザ等の発生状況について、国等を通じて情報収集する。【健康福祉局】

III 情報提供・共有**1 情報提供**

- (1) 国等からの情報収集を引き続き行い、流行の第二波に備え、市民、事業者等のほか、市内の外国人に配慮した情報提供と注意喚起を行う。【各区局】

- (2) 引き続き、メディア等に対し、適宜、市内及び国内外の発生・対応状況について、情報提供を行う。【市民局、健康福祉局、総務局、政策局、教育委員会事務局】
- (3) 感染状況を踏まえ、新型インフルエンザ等相談窓口を縮小・終了する。【健康福祉局】

2 情報共有

国や自治体、関係機関等とのインターネット等を通じたリアルタイムな情報共有を継続し、他の自治体の流行状況などを把握する。【健康福祉局、総務局、各区】

IV 予防・まん延防止

1 まん延防止対策の縮小

市内の感染動向を踏まえつつ、外出や集会の自粛の解除、学校や通所施設等の再開等を行う時期について検討を行い、周知するとともに、まん延防止対策を順次縮小する。【健康福祉局、総務局、関係区局・文化観光局】

2 予防接種

- (1) 流行の第二波に備え、予防接種法第6条3項に基づく新臨時接種を進める。【健康福祉局、各区】
- (2) 投与症例を踏まえ、パンデミックワクチン等の安全性・有効性に関する情報収集を行う。【健康福祉局】

3 緊急事態宣言時の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、国及び神奈川県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。【健康福祉局、各区】

V 医療

1 医療体制

- (1) 新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。【健康福祉局、病院経営局】
- (2) 不足している医療資器材や医薬品の確保を行う。【健康福祉局、病院経営局、総務局、消防局、各区】

2 抗インフルエンザウイルス薬

- (1) 国が作成した治療指針（国内外で得られた新型インフルエンザ等についての知見を整理し、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含む。）を医療機関に対し周知する。【健康福祉局】
- (2) 流行の第二波に備え、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。【健康福祉局】

Ⅵ 市民生活及び市民経済の安定の確保

- 1 登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請する。【総務局、健康福祉局、経済局】
- 2 流行の第二波に備え、事業者の経営安定を行うため必要な特別な融資措置を行うなど、国の方針に基づき支援方法について検討を行う。【総務局、健康福祉局、経済局、交通局】
- 3 一般の事業者に対し、感染動向を踏まえつつ、縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない時期について検討を行い、周知する。【総務局、健康福祉局、経済局、文化観光局】
- 4 社会的弱者への支援
 - (1) 本市及び各関係団体は、在宅療養者への支援を順次縮小する。【こども青少年局、健康福祉局、各区】
 - (2) 介助者がいない児童・高齢者・障害者等の把握を引き続き行い、必要に応じて可能な支援に努める。【健康福祉局、教育委員会事務局、各区】
- 5 緊急事態宣言時の措置

新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

国と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。【健康福祉局、関係局】

国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。

人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、新型インフルエンザ等対策と一体的に実施する。

I 実施体制

1 危機管理体制の強化

- (1) 国内で鳥インフルエンザが人に感染し、発症が認められた場合は、市対策本部及び各区に区対策本部を設置する。【各区局】
- (2) 適切な危機管理対策を迅速に講じるため、情報収集、事前対策を実施し、関係区局の連携体制の強化と、情報の共有化を図る。【各区局】

2 家きん等への防疫対策

横浜市内の家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）等において、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザへの感染が確認された場合は、直ちに神奈川県家畜保健衛生所に通報し、「横浜市高病原性鳥インフルエンザ等対応指針」に基づき速やかに対策を実施する。【各区局】

II サーベイランス・情報収集

1 家きん等におけるサーベイランス

- (1) 神奈川県家畜保健衛生所が実施する家きん等におけるインフルエンザのサーベイランス及びモニタリングに協力し、情報収集する。【環境創造局】
- (2) 家きん飼養者等から異常家きんの通報等があった場合は、整理の上、速やかに神奈川県家畜保健衛生所に連絡し、対策実施に協力する。【環境創造局】

2 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

- (1) 医療機関及び獣医師からの届出により発生動向を把握する。【健康福祉局（衛生研究所）】
- (2) 医療機関に鳥インフルエンザを否定できない患者が受診した場合は、速やかに最寄りの福祉保健センターに届け出るよう依頼する。【健康福祉局、各区】

3 情報収集

- (1) 鳥インフルエンザに関する国内外の情報収集を行う。【健康福祉局、環境創造局】
- (2) 鳥インフルエンザの人や動物での発生・防疫措置状況等について、国・神奈川県等と情報交換を行い、連携して対応にあたる。【健康福祉局、環境創造局、総務局】

Ⅲ 情報提供・共有

市内又は県域で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し、発症が認められた場合、神奈川県と連携し、発生状況及び対策について、市民に積極的な情報提供を行う。【各区局】

Ⅳ 予防・まん延防止

1 家さん等への防疫対策

- (1) 神奈川県家畜保健衛生所等が実施する感染家さん等への防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家さん等の移動制限等）に協力する。【環境創造局、区局】
- (2) 農場の従業員、防疫従事者等の感染防御（健康調査・健康観察、マスク・防護服等の使用、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等）について、必要な支援を行う。【健康福祉局、各区】
- (3) 防疫措置に伴い、周辺地域での警戒活動が必要な場合は、神奈川県を通じて神奈川県警察へ依頼し、警戒活動等の情報を収集する。【総務局】

2 人への鳥インフルエンザの感染防止策

- (1) 水際対策として検疫所の実施する有症者の早期発見、診察、健康監視等に協力する。【健康福祉局、港湾局、総務局】
- (2) 国、都道府県等と連携して疫学調査や接触者への対応（外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（埋火葬等）を実施する。【健康福祉局、総務局】
- (3) 防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等の実施を神奈川県を通じて神奈川県警察へ依頼し、必要な対策を講じる。【総務局】

Ⅴ 医療

1 市内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- (1) 厚生労働省からの発生状況に関する緊急情報に留意する。また、厚生労働省における届出基準の確認、見直し等について情報収集を行い、必要に応じ関係機関に周知する。【健康福祉局】
- (2) 症例定義を満たす感染の届出があった場合は、入院患者受入医療機関等へ速やかに搬送をし、入院等の措置を講じるとともに、抗インフルエンザウイルス薬の投与等の適切な治療を行う。【健康福祉局、病院経営局、関係区】
- (3) 感染が疑われる患者から検体を採取し、亜型検査、遺伝子検査等を実施するとともに、必要に応じ、国立感染症研究所へ検体を送付し、確認検査を依頼する。【健康福祉局（衛生研究所）】
- (4) 積極的疫学調査を実施し、患者調査、感染源調査及び接触者への対応（接触者の範囲の特定、有症時の対応指導等）を行う。死亡例が出た場合の対応（剖検実施、埋葬方法等）等についても検討する。【健康福祉局、病院経営局、各区】
- (5) 感染源に対する迅速な措置について、各関係者に要請する。【健康福祉局、環境創造局、各区】

(6) 必要に応じ、厚生労働省、神奈川県へ連絡を行う。【健康福祉局】

2 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

- (1) 海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザの感染が疑われる者（有症状者）の情報について、保健所に情報提供するよう医療機関等に周知する。【健康福祉局】
- (2) 発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について、医療機関等に周知する。
【健康福祉局】

【用語解説】

※アイウエオ順

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

○ 家さん

鶏、あひる、うすら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うすら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- * 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- * 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- * 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- * 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○ 感染症の定義及び類型

〔新感染症〕：人から人に伝染すると認められる疾病であって、既知の感染症と症状等が明らかに異なり、その伝染力及び罹患した場合の重篤度から判断した危険性が極めて高い感染症

〔一類感染症〕：感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から極めて危険性が高い感染症。（例：エボラ出血熱、ペスト等）

〔二類感染症〕：感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から危険性が高い感染症。（例：急性灰白髄炎、ジフテリア等）

〔新型インフルエンザ等感染症〕

- ・ 新型インフルエンザ：新たに人から人に伝染する能力を有することになったウイルスを病原体とするインフルエンザ。
- ・ 再興型インフルエンザ：かつて世界的規模で流行したインフルエンザであって、その後流行せず長期間経過し厚生労働大臣が定めるものが再興したもの。

- [三類感染症]：感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点からみた危険性は高くはないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こしうる感染症。（例：腸管出血性大腸菌感染症（O157）等）
- [四類感染症]：人から人への感染はほとんどないが、動物や物件から感染する可能性があり、消毒等の措置が必要となる感染症。（例：A型肝炎、狂犬病等）
- [五類感染症]：国の感染症発生動向調査に基づき発生動向を把握する、国民の健康に影響を与えるおそれがある感染症。（例：インフルエンザ、麻疹、梅毒等）
- [指定感染症]：既知の感染症の中で一類から三類に分類されない感染症において一類から三類に準じた対応の必要が生じた感染症。

○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。海外の発生情報を基に発生国からの帰国者等に対し、新型インフルエンザの患者とそれ以外の患者を振り分けることで、両者の接触を最小限にし、感染拡大の防止を図ることを目的とする。

また、市内感染期では、帰国者・接触者外来を閉鎖し、感染防止策を徹底したうえで、基本的に全ての医療機関で新型インフルエンザ患者の診療を行う。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ 九都県市

首都圏の広域的あるいは共通の行政課題に積極的に対応するため、各知事・市長で構成される首脳会議が開かれている。構成する都県市は、東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県（1都3県）、横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市の4市、更に平成22年4月に政令指定都市となった相模原市を加えた9つの地方自治体。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 個人防護具（Personal Protective Equipment：PPE）

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、

侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

○ 死亡率（Mortality Rate）

ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

○ 人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及

び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○ 致命率（Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ 発病率（Attack Rate）

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

○ PCR（Polymerase Chain Reaction：ポリメラーゼ連鎖反応）

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能なため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素（Reverse Transcriptase）を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

【新型インフルエンザ等の基礎知識】

1 新型インフルエンザ等の概要

(1) インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される(いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。)

(2) 新型インフルエンザ

新型インフルエンザとは、感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。新型インフルエンザウイルスとは、特に鳥類にのみ感染していた鳥インフルエンザウイルスが、当初は偶発的に人に感染していたものが、遺伝子の変異によって、人の体内で増えることができるように変化し、さらに人から人へと効率よく感染するようになったものである。このウイルスが人に感染して起こる疾患が新型インフルエンザである。

(3) 新型インフルエンザ(A/H1N1)／インフルエンザ(H1N1) 2009

2009年(平成21年)4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ(A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011年(平成23年)3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ(H1N1) 2009」としている。

(4) 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、家族内での感染が過去数例報告されている。

(5) 季節性インフルエンザ

季節性インフルエンザはインフルエンザウイルスに感染して起こる病気で、風邪よりも、比較的急速に悪寒、高熱、筋肉痛、全身倦怠感を発症させるのが特徴である。我が国では例年12月～3月が流行シーズンである。

(6) 新感染症

新感染症については、感染症法第6条第9項に規定される未知の感染症であり、感染力の強さ、感染経路は病原体ごとに異なると考えられる。新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなものが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある、特措法の対象になる。対策については、新型インフルエンザ対策の枠組みを参考にしながら行うと考えられる。

2 新型インフルエンザと季節性インフルエンザの違い

新型インフルエンザの症状は未確定であるが、大部分の人が免疫を持っていないため、季節性インフルエンザと比べると爆発的に感染が拡大し、非常に多くの人がり患することが想定されている。それと同時に肺炎などの合併症を起こし、死亡する可能性も季節性インフルエンザよりも高くなる可能性がある。新型インフルエンザと季節性インフルエンザとの違いについて、現段階で想定される違いを表1に示す。

表1 新型インフルエンザと季節性インフルエンザとの違い

項 目	新型インフルエンザ	季節性インフルエンザ
発病	急激	急激
症状 (典型例)	未確定(発生後に確定)	38℃以上の発熱 咳、くしゃみ等の呼吸器症状 頭痛、関節痛、全身倦怠感等
潜伏期間	未確定(発生後に確定)	2～5日
人への感染性	強い	あり(風邪より強い)
発生状況	大流行性／パンデミック	流行性
致死率※	未確定(発生後に確定)	0.1%以下

※致死率＝一定期間における当該疾病による死亡者数／一定期間における当該疾病のり患者数×100

3 新型インフルエンザ等の感染経路

(1) 新型インフルエンザの感染経路

季節性インフルエンザの場合、主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられている。新型インフルエンザについては、必ずしも、感染経路を特定することはできないが、飛沫感染と接触感染が主な感染経路と推測されている。基本的にはこの二つの感染経路についての対策を講ずることが必要であると考えられる。

また、ウイルスは細菌とは異なり、口腔内の粘膜や結膜などを通じて生体内に入ることによって、生物の細胞の中でのみ増殖することができる。環境中(机、ドアノブ、スイッチなど)では状況によって異なるが、数分間から長くても数十時間内に感染力を失うと考えられている。

(2) 飛沫感染と接触感染について

ア 飛沫感染

飛沫感染とは感染した人が咳やくしゃみをすることで排泄するウイルスを含む飛沫(5ミクロン以上の水滴)が飛散し、これを健康な人が鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することによって感染する経路を指す。

なお、咳やくしゃみ等の飛沫は、空気中で1～2メートル以内しか到達しない。

イ 接触感染

接触感染とは、皮膚と粘膜・創の直接的な接触、あるいは中間物を介する間接的な接触による感染経路を指す。

例えば、患者の咳、くしゃみ、鼻水などが付着した手で、机、ドアノブ、スイッチなどを触れた後に、その部位を別の人が触れ、かつその手で自分の眼や口や鼻を触ることによって、ウイルスが媒介される。

(3) 新感染症の感染経路

新感染症の感染経路は、病原体ごとに異なるが、主に3つの感染経路が考えられ、新型インフルエンザと同様に、飛沫感染と接触感染があるが、他に空気感染も考えられる。

(参考) 空気感染

空気感染とは、飛沫の水分が蒸発して乾燥し、さらに小さな粒子(5ミクロン以下)である飛沫核となって、空気中を漂い、離れた場所にいる人がこれを吸い込むことによって感染する経路である。飛沫核は空気中に長時間浮遊するため、対策としては特殊な換気システム(陰圧室など)やフィルターが必要になる。

4 新型インフルエンザ等予防の基本

(1) 一般的な予防策

新型インフルエンザの感染防止策は、一般の人々が普段の生活の中で実施できるものも多い。有効と考えられる感染防止策としては、以下が挙げられる。

対 策	概 要
咳エチケット	風邪などで咳やくしゃみができる時に、他人にうつさないためのエチケット。感染者がウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要である。 (方法) - 咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。ティッシュなどがない場合は、口を前腕部（袖口）で押さえて、極力飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。 - 咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないよう注意する。手を洗う場所がないことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用意しておくことが推奨される。 - 咳をしている人にマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができる。
マスク着用	患者はマスクを着用することで他者への感染を減らすことができる。他者からの感染を防ぐ目的では、手洗い等との組み合わせにより一定の予防効果があつたとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する賛否が分かれており、科学的根拠は未だ確立されていない。 (方法) - マスクは表面に病原体が付着する可能性があるため、原則使い捨てとし（1日1枚程度）、捨てる場所や捨て方にも注意して、他の人が触れないようにする。 - 新型インフルエンザ発生時に使用する家庭用マスクとしては、不織布製マスクの使用が推奨される。 - 不織布製マスクには、製品の呼称として家庭用と医療用（サージカルマスク）に分類されるが、新型インフルエンザ流行時の日常生活における使用においては、家庭用と医療用はほぼ同様の効果があると考えられる。 - N95マスク（防じんマスクDS2）のような密閉性の高いマスクは、日常生活での着用は想定されないが、新型インフルエンザの患者に接する可能性の高い医療従事者等に対して勧められている。これらのマスクは、正しく着用できない場合は効果が十分に発揮されないため、あらかじめ着用の教育・訓練が必要となる。
手洗い	外出からの帰宅後、不特定多数の者が触るような場所を触れた後、頻回に手洗いを実施することで、本人及び周囲への接触感染の予防につながる。流水と石鹸による手洗いは、付着したウイルスを除去し、感染リスクを下げる。また、60～80%の濃度のアルコール製剤に触れることによって、ウイルスは死滅する。 (方法) - 感染者が触れる可能性の高い場所の清掃・消毒や患者がいた場所等の清掃・消毒をした際、手袋を外した後に手洗い又は手指衛生を実施する。 - 手洗いは、流水と石鹸を用いて15秒以上行うことが望ましい。洗った後は水分を十分に拭き取ることが重要である。速乾性擦式消毒用アルコール製剤（アルコールが60～80%程度含まれている消毒薬）は、アルコールが完全に揮発するまで両手を擦り合わせる。
うがい	うがいについては、風邪等の上気道感染症の予防への効果があるとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する科学的根拠は未だ確立されていない。

対人距離の保持	感染者から適切な距離を保つことによって、感染リスクを大幅に低下させることができる。逆に、人が社会活動を行うことで、感染リスクが高まると言える。（通常、飛沫はある程度の重さがあるため、発した人から1～2メートル以内に落下する。つまり2メートル以上離れている場合は感染するリスクは低下する。） 患者の入室制限やマスク着用、障壁の設置等も対人距離の保持と同様に感染リスクを低下させるためのものであり、状況に応じて対策を講じることが必要である。 （方法） 感染者の2メートル以内に近づかないことが基本となる。
清掃・消毒	感染者が咳やくしゃみを手で押さえた後や鼻水を手でぬぐった後に、机、ドアノブ、スイッチなどを触れると、その場所にウイルスが付着する。ウイルスの種類や状態にもよるが、飛沫に含まれるウイルスは、その場所である程度感染力を保ち続けると考えられるが、清掃・消毒を行うことにより、ウイルスを含む飛沫を除去することができる。 （方法） ・通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところを拭き取り清掃する。頻度については、どの程度、患者が触れる可能性があるかによって検討するが、最低1日1回は行うことが望ましい。 ・発症者の周辺や触れた場所、壁、床などの消毒剤による拭き取り清掃を行う。その際作業者は、必要に応じて市販の不織布製マスクや手袋を着用して消毒を行う。作業後は、流水・石鹸又は速乾性擦式消毒用アルコール製剤により手を洗う。清掃・消毒時に使用した作業着は洗濯、ブラシ、雑巾は、水で洗い、触れないようにする。 ・消毒剤については、インフルエンザウイルスには次亜塩素酸ナトリウム、イソプロパノールや消毒用エタノールなどが有効である。消毒剤の噴霧は、不完全な消毒、ウイルスの舞い上がりの可能性、消毒実施者の健康被害につながる危険性もあるため、実施するべきではない。 （次亜塩素酸ナトリウム） 次亜塩素酸ナトリウムは、原液を希釈し、0.02～0.1w/v%（200～1,000ppm）の溶液、例えば塩素系漂白剤等を用いる。消毒液に浸したタオル、雑巾等による拭き取り消毒を行う、あるいは該当部分を消毒液に直接浸す。 （イソプロパノール又は消毒用エタノール） 70v/v%イソプロパノール又は消毒用エタノールを十分に浸したタオル、ペーパータオル又は脱脂綿等を用いて拭き取り消毒を行う。
その他	人込みや繁華街への外出自粛、空調管理（加湿器などの使用）、十分な休養、バランスの良い食事などが考えられる。

（2）医療関係者等の特殊な業務を行う者の個人防護具について

新型インフルエンザの感染防止策として、医療関係者等が使用する個人防護具は、手術用のラテックス製手袋、ゴーグル等がある。これらはいずれも、直接患者に接触する、又は患者の体液に触れるなど、主に医療現場で使用されるものであり、通常、家庭や一般の職場での使用は考えにくい。

（3）新型インフルエンザワクチン

新型インフルエンザの発症予防や重症化防止に効果が期待できるワクチンとして、プレパンデミックワクチン※1とパンデミックワクチン※2がある。

※1 新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

※2 新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

5 個人での備蓄物品の例

食料品（長期保存可能なもの）の例	日用品・医療品の例
米 乾めん類（そば、そうめん、ラーメン、うどん、パスタ等） 切り餅 コーンフレーク・シリアル類 乾パン 各種調味料 レトルト・フリーズドライ食品 冷凍食品（家庭での保存温度、停電に注意） インスタントラーメン、即席めん 缶詰 菓子類 ミネラルウォーター イオン飲料（スポーツ飲料） ペットボトルや缶入りの飲料 育児用調製粉乳	マスク（不織布製マスク） 体温計 ゴム手袋（破れにくいもの） 水枕・氷枕（頭や腋下の冷却用） 漂白剤（次亜塩素酸：消毒効果がある） 消毒用アルコール（アルコールが60%～80%程度含まれている消毒薬） 常備薬（胃腸薬、痛み止め、その他持病の処方薬） 絆創膏（ばんそうこう） ガーゼ・コットン トイレットペーパー ティッシュペーパー 保湿ティッシュ（アルコールのあるものとないもの） 洗剤（衣類・食器等）・石鹸 シャンプー・リンス 紙おむつ 生理用品（女性用） ごみ用ビニール袋 ビニール袋（汚染されたごみの密封等に利用） カセットコンロ ボンベ 懐中電灯 乾電池

横浜市新型インフルエンザ対策行動計画

平成17年12月策定

平成20年12月改定

平成22年5月改定

平成24年2月改定

横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成25年12月策定



横浜市健康福祉局健康安全課

045-671-4190